

令和5年9月5日から
令和5年9月6日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和5年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月5日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
厚生文教委員会所管事務調査報告	9
議案第42号 標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について	11
請願第1号 塘路小中学校の存続に関する請願について	12
一般質問	12
櫻井一隆君	12
鴻池智子君	20
深見迪君	23
渡邊定之君	37
松下哲也君	46
長尾式宮君	51
延会の宣告	58

第2号(9月6日)

開議の宣告	64
一般質問	64
類瀬光信君	64
鈴木裕美君	76
報告第9号 専決処分した事件の承認について	80
議案第61号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	82
議案第62号 財産の取得について	83
議案第63号 工事請負契約の締結について	85
議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	86
議案第65号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第66号 令和5年度標茶町一般会計補正予算	92
議案第67号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	92
認定第1号 令和4年度標茶町一般会計決算認定について	94
認定第2号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	

.....	94
認定第 3号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	94
認定第 4号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	94
認定第 5号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	94
認定第 6号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	94
認定第 7号 令和4年度標茶町病院事業会計決算認定について	94
認定第 8号 令和4年度標茶町上水道事業会計決算認定について	94
諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	95
意見書案第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・ 強化を求める意見書	95
意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	96
意見書案第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書	97
意見書案第10号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書...	97
意見書案第11号 現行の健康保険証の存続を求める意見書	98
意見書案第12号 消費税インボイス制度中止を求める意見書	98
意見書案第13号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」 など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	99
意見書案第14号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子ど もにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	99
請願第 1号 塘路小中学校の存続に関する請願について（厚生文教委員会報告）...	100
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	101
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）	101
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	101
議員派遣について	101
日程の追加	101
議案第66号 令和5年度標茶町一般会計補正予算	102
議案第67号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	102
閉議の宣告	102
閉会の宣告	102

令和5年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 5 議案第42号 標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6 請願第 1号 塘路小中学校の存続に関する請願について
- 第 7 一般質問

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君 | 2番 櫻井 一隆 君 |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君 |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君 |
| 7番 黒沼 俊幸 君 | 8番 長尾 式宮 君 |
| 9番 松下 哲也 君 | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----------|---------|
| 町 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長 | 牛崎 康人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊藤 正行 君 |
| 企画財政課長 | 長野 大介 君 |
| 税 務 課 長 | 齋藤 和伸 君 |
| 管 理 課 長 | 山崎 浩樹 君 |
| 農 林 課 長 兼 | 村山 尚 君 |
| 農委事務局長 | |
| 住 民 課 長 | 村山 新一 君 |
| 保健福祉課長 | 浅野 隆生 君 |

建設課長	富原 稔 君
観光商工課長	三船 英之 君
水道課長	油谷 岳人 君
育成牧場長	若松 務 君
病院事務長	伊藤 順司 君
やすらぎ園長	穂刈 武人 君
教育長	青木 悟 君
教委管理課長	常陸 勝敏 君
指導室長	富樫 慎也 君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部 重典 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島 吾朗 君
議事係長	平間 佳奈江 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから、令和5年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

10番・渡邊君、 1番・深見君、 2番・櫻井君

を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月6日までの2日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月6日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

- 町長(佐藤吉彦君) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

1点目は地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を2件行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

1件目は令和5年5月31日に発生しました交通事故に伴う損害賠償についてです。

当該事故は、さきの第4回臨時会において報告したとおり、道道厚岸標茶線と町道麻生本通の交差点で、町道を平和方面に向け直進した当方車と、道道を標茶駅方面から進入した相手方車が衝突したものです。

原因は当方車が赤信号を見落として交差点に進入したもので、過失割合は町が100%となりました。相手方運転手の治療費などにつきまして、8月1日付けで専決処分をさせていただきます、8月1日に示談が成立いたしました。日頃から職員に対し安全運転について指示しているところでありますが、より一層の徹底を図ってまいります。

2件目は工事請負契約の変更です。

令和4年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております標茶中茶安別線道路改良舗装工事について、契約金額が変更になったものです。

令和5年第1回定例会において報告いたしました、第1回設計変更後の契約金額2億4,255万円を391万6,000円増額し、2億4,646万6,000円とするものです。変更の理由としては、アスファルト混合物の物価水準が上昇したためであり、契約書約款に従い金額の増となったものです。

2点目は本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者のご努力により釧路江南高校ホッケー部、北海道ワイルズ、帯広三条高校スケート部が来町し、総勢62名の競技者が本町に集い、汗を流していただきました。

その中でも、帯広三条高校スケート部においては令和元年度から毎年本町へ合宿に来ていただいております、令和4年度全国大会・女子学校対抗の部門では初優勝を飾るなど、本町での合宿による効果が微力でも輝かしい実績につながっているのでは感じているところでございます。

今後も本町の合宿地としての魅力が確実に定着し、より広められることができるよう合宿誘致推進員の活動を中心とする積極的な誘致を行い、充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は9月2日、防災週間に合わせ実施致しました、令和5年度標茶町総合防災訓練についてご報告いたします。

本年度の標茶町総合防災訓練は、令和元年度以来の開催となり、土嚢やポンプなど、令和2年3月の被災時と同じ現場に設置するなど、より実際の対応に即した訓練内容で実施いたしました。

第1部では、市街地の各町内会において、自主避難訓練を実施いたしました。消防サイレン及び戸別受信機を活用し、地震発生の合図後、要支援者の安否確認や避難支援等が行われ、災害時の役割や行動の確認を行いました。

第2部では、防災技術の向上を目的とした関係機関の訓練を実施しました。陸上自衛

隊による避難困難者の救助輸送訓練、標茶町土木建設業協会及び標茶消防団員による浸水危険箇所への土嚢積み訓練、標茶消防署による消防ポンプでの排水作業訓練を行いました。

第3部では、避難所設営運営訓練として、トレーニングセンターにおいて、ご参加いただいた町民の皆様に、パーテーションの設置訓練を体験いただいたほか、備蓄品の紹介と標茶消防署によるAEDを活用した救命訓練を行いました。

参加人員は総数210名となり、防災力向上のための充実した訓練を行うことが出来ました。ご参加いただきました多くの皆様、訓練にご協力いただきました関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

4点目は、先般、本町と厚岸町において多くの家畜被害をもたらしていたヒグマ、通称OSO18が捕獲されましたので、ご報告いたします。

令和5年7月30日午前5時ごろ、釧路町の農地において、ヒグマ出沒に伴い警戒にあっていた同町有害鳥獣駆除従事者が大型のヒグマ1頭を銃器により捕獲しました。

捕獲後に前掌、前足の幅を測ったところ20センチであったため、当初はOSO18とは思わなかったとのことですが、万が一のこともあろうかとの考えに至り、8月14日に検体を研究機関（道立総合研究機構）に発送し、検体がOSO18の物であったと確認したのは8月21日であります。

これまで数多くの家畜が襲われ、酪農家をはじめ地域住民をも不安に陥れていた問題個体が捕獲され、経済的被害も終息するという点で安堵しているところです。

なお、専門家からは、エゾシカの個体数増加も、OSO18の問題行動に因果関係があったのではとの意見もあることから、エゾシカの保護管理を含め、北海道をはじめとする関係機関と連携し、OSO18同様の問題個体の発生を防ぐための取組みも、引き続き行ってまいります。

最後になりますが、令和元年度、最初にOSO18による家畜被害が発生して以来、ご協力をいただいていた地元猟友会、今回、駆除にあられた釧路町猟友会、この間、本町の重大な課題に寄り添いご支援いただいた北海道ならびに釧路総合振興局をはじめ、ヒグマの会、NPO法人南知床・ヒグマ情報センターなど、数多くの皆さま方に感謝を申し上げます、OSO18捕獲のご報告とさせていただきます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和5年第3回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下6点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

6月に実施しました、今年度第1回目の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で17.9%（54名）、中学生では8.4%（16名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問いに対しては「冷やかしからい、悪口」が小・中学校ともに最も多い状況です。

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約10.6%（32名）、中学生が約13.1%（25名）となっており、家族や教師、友人、相談窓口等、自分に合った相談方法で困ったらいつでも相談できることを繰り返し周知して参ります。

「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小学校で約92.1%、中学校で約95.2%の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解が深まっていますが、「そう思わない」「わからない」と回答した児童生徒について、いじめの問題への正しい認識をもたせる指導も大切だと捉えています。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て指導の対象としており、積極的にいじめを認知し対応しています。また、調査結果を全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

2点目は、令和6年度から使用する小学校用教科用図書の採択結果についてであります。

教科用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年5月17日に、管内5町1村の教育委員会で構成する「第1回第13教科用図書採択地区教育委員会協議会」を開催しました。

協議会には調査委員会を設け、専門的な調査研究を行わせ、その調査結果の報告を踏まえて、教科用図書に関する地区内の実態などに応じて1種類を採択する協議を行い、8月24日開催の第4回協議会において採択の決定がなされ、8月29日開催の第8回定例教育委員会の会議において採択結果を報告しました。

なお、採択された小学校用教科用図書は、国語、書写、社会、生活、音楽、道徳、英語の発行者が「教育出版株式会社」、算数、保健については「東京書籍株式会社」、理科については「株式会社新興出版社啓林館」、地図については「株式会社帝国書院」、図工については「日本文教出版株式会社」、家庭については「開隆堂出版株式会社」となっております。

3点目は、標茶町博物館開館5周年記念「標茶町アイヌ文化フォーラム」の開催についてであります。

標茶町博物館ニタイ・ト開館5周年を記念し、標茶町が令和3年度から取り組んでい

るアイヌ文化の普及・伝承事業の一環として、アイヌ文化をより一層多くの町民に理解と共感を深めて頂けるようアイヌ政策推進交付金を活用して7月1日、標茶町コンベンションホールういずにおいて「標茶町アイヌ文化フォーラム」を開催いたしました。

このアイヌ文化フォーラムは、3部構成で開催し、第1部では、平取町出身、アイヌにもルーツをもつ23歳、関根摩耶氏による講演。

第2部では、昨年度、アイヌ政策推進交付金を活用して制作した標茶町のアイヌ文化伝承のアニメーション作品3本を初上映いたしました。また、このアニメーションのナレーションは、全て標茶町ふるさと応援大使でもある高橋恵子氏に務めていただいております。

第3部では、高橋恵子氏、関根摩耶氏によるパネルディスカッションを行い、多くの町民の皆さんに、耳を傾けていただくことができました。

4点目は、「第34回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。

4年ぶりの開催となりましたこの事業は、実行委員会が主体となり10団体の協力を得て7月23日、駒ヶ丘公園において開催されました。

今回は、開催時間を午前9時から正午までに変更して開催しましたが、当日は、開会前から多くの子どもや親子が会場に訪れ、ミニ消防車の乗車体験や警察装備体験などを楽しんでおりました。また、今回のおまつりには、日本の伝統芸能である猿まわしが行われ、子どもから大人まで多くの方に楽しんでいただくことができました。

会場では、各ブースとも盛況で色々と工夫された遊びと飲食コーナーが提供され、思い思いの遊びを体験するなど、未来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることが出来た一日となりました。

5点目は、「部活動の地域移行に関する説明会」の開催についてであります。

この部活動の地域移行に関する説明会は、深刻な少子化の進行により、中学校等の生徒数の減少が加速化し、部活動は持続可能性という面で厳しさを増すとともに、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担となっていることなどから、スポーツ庁・文化庁がそれぞれ有識者による検討会議を設置して提言を取りまとめ、この提言を受け、公立中学校等の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる「地域移行」について進めることとなりました。

その内容としては、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行していく。移行については令和5年度から3年間を改革推進期間として取り組むこと等となりました。

本町におきましては、今年度より本格的に検討をスタートさせておりますが、まずは、部活動の地域移行についての理解を進めることが重要であると考え、8月27日、標茶町コンベンションホールういずにおいて「部活動の地域移行に関する説明会」を開催したものであります。

当日は、北海道の部活動のあり方検討支援アドバイザーを務めている幕別町のNPO法人幕別札内スポーツクラブマネージャー小田氏をお招きし、学校現場、指導者、スポーツクラブ、議員という立場からの貴重なお話を聞くことができました。

今回の説明会には、町議会議員の皆様をはじめ、スポーツや文化関係団体の皆様、小・中学校PTA、一般町民の皆さんに周知して行い、36名の方に参加していただきました。

今後におきましても、標茶の子どもたちが将来にわたって、運動や文化・芸術に親しむ機会を維持できるよう、標茶町の地域に根差した部活動の在り方を模索していきたいと考えております。

6点目は、児童生徒が各種大会において、入賞等の好成績を収めましたので、ご報告いたします。

7月27日から28日に、千歳市で開催された「第51回北海道中学校柔道大会」個人戦「男子55kg級」に出場した標茶中学校3年吉田新さんが見事優勝し全国大会出場を決めました。また、「男子66kg級」に出場した標茶中学校3年武山幹太さんが準優勝を収め、「女子40kg級」に出場した標茶中学校2年の菊地愛依莉さんが第3位と健闘しました。

8月17日から20日に、徳島県で開催された「第54回全国中学校柔道大会」個人戦「男子55kg級」に、標茶中学校3年、吉田新さんが出場しましたが、残念ながら2回戦敗退になりました。

8月19日から20日に、大阪市で開催された「第63回空手道糸東会全国選手権大会」に、「小学2年男子個人型および組手」に中茶安別小学校2年平野瑠輝さん。「小学5年男子個人型および組手」に中茶安別小学校5年長坂和都さん、平野優惺さん。「小学6年女子個人型および組手」に中茶安別小学校6年長坂茉利さんが出場し、長坂茉利さんが個人型の部で8位入賞優秀選手賞を獲得いたしました。

標茶中学校3年鎌仲賢吾さんが、道内で開催されたセレクション（86名参加）にて、U-15 2023北海道選抜（20名）に選ばれ、8月26日から27日に、広島県で開催された「第34回瀬戸内少年軟式野球広島県交流大会」に、「北海道sea north bbc」チームメンバーとして出場し、予選トーナメント1勝1敗、3位グループトーナメントで準優勝と健闘いたしました。

今後の児童生徒の更なる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会委員長、櫻井一隆。厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告を申し上げます。

調査事項、標茶町立病院の現状と課題について、厚生文教委員会所管事務調査報告書、調査日時、令和5年7月19日午後1時から、調査場所、標茶町立病院および標茶町役場議員室。

出席者につきましては、皆様のお手元に資料がございますので、お目通し願いたいと思います。

2番目の調査事項でございますが、標茶町立病院の現状と課題について。

3番目に主な資料説明がありました。

伊藤病院事務長から、休止している救急外来の早期再開の条件や見通しについて説明があり、最大の要因は看護師不足であることでありました。これにつきましては、看護師の平均夜勤時間、これを72時間以内とするためには、どうしても救急外来の医療を辞めざるを得ないと、そのような判断でございます。

その後、救急病院の再開のため職員確保の方策、また、医師及び職員の現状と不足している人数の説明がございました。

特に次の項目、老朽化している病院施設の修理と改修の課題について説明があり、一つ目は、一番大事なのが浴室の改修について、これはレジオネラ菌を根本的に除去するためには浴室自体を改修する以外にないと、こういうことでございます。

2つ目は、空き病室への対応。これは現在、病床数の70%を維持しなければならないが、現在40%であり、これは今後もこの数字で推移していくしかない、こういうことでございます。

3つ目は、老朽化に伴う修繕及び改修については今、検討しているが、特に排水設備、これについての根本的な改修が必要ではないか、こういうことございました。

患者の苦情処理で最も多かったが「待ち時間の長さ」、これをどうするかということで、直ちに改善することは難しいのが、業務のデジタル化を検討しなければ、これを解決できないといわれておりました。

病院経営についての今後の見通しについての説明があり、救急外来の休止に起因する診療報酬の見直しについては、このままで変更はないのではないか。ただ、入院患者、外

来患者への影響については単純な比較にはならない、減収が出ることも考えられる。これも分析する必要があるということでございます。

繰入金は、令和4年度の見込みで6億6,397万3,000円となっておりますが、このうち町からの繰入金は3億8,182万4,000円の見込みであります。

最後に地域医療構想と公立病院経営強化プランについて説明がありましたが、まだ北海道医療計画の策定にはなっていないので、調整会議が行われていないので、先行き不透明である。しかしながら、従来の町立病院が果たしてきた役割は今後も改善しながら維持していく基本的な方針は変わらない、堅持していきたいということでございます。

4番目は、委員から行われた主な質問でございます。

委員からの質問は、多くはですね、救急外来の早期再開とそれを保障する人材確保についてが一番多くございました。

質問としましては、人材確保のための住宅の確保をどうすべきか、こういう問いがございまして、それに対しての答えがですね、公営住宅や役場職員住宅の改修などを考えているということでございます。

また、空き病室の対応で、介護医療院構想はどうなっているのか、こういう質問もありました。介護医療院構想、これについては保健福祉課の分野でもあるが、人員確保が困難である現状では困難である、今の状態では難しいとの答えも出ております。

また、質問として、病棟と外来の看護師確保で困難な点は何か、という質問がございました。それにつきましては、夜勤可能な看護師の確保が難しいのが現状にあります。看護師確保については、看護師のネットワークや役場職員のネットワークにも期待して取り組んでいるとの意見もありました。

令和5年度において北海道の地域医療構想に係る調整会議はなぜ遅れているのかという問いに対して、町としては北海道のことなのでなぜ遅れているかについては、今のところ分からないということでございます。今後この構想が成り立ったときには、それなりの報告があるかと思えます。

5番目でございます、委員会の意見書。

常勤医師をはじめ病院職員の確保については、全国に範囲を広げるなど努力をしております。町理事者、町立病院の更なる努力に今後とも期待したいが同時に、町民ぐるみの人材確保のための運動も、各職場等のネットワークなど活用して取り組む必要がある。病院や役場任せにせず、地域唯一の公立病院を守る全町的な説明会や運動が必要と考えております。

北海道地域医療構想の調整会議は、コロナ禍により遅れているが、今後の動向を注視していきたい。同時に住民の意見、要望が反映される医療構想になるよう期待を申し上げるところでございます。

本町の「公立病院経営強化プラン」の策定は、令和5年度に予定されているが、患者や町民の意見、要望、議会の意見が反映されるよう期待したい。

地域住民の生命と健康を守るため、継続して調査する必要がある、また息の長い全町

的運動を計画していく必要があります。また、息の長い全町的運動を計画していく必要もあると考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎議案第42号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第42号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会委員長、櫻井一隆。
委員会審査報告書。

令和5年第2回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告をいたします。

1 事件番号、議案第42号。2 事件名、標茶町合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について。3 審査経過、審査日、令和5年6月16日委員会開催。説明員、住民課長、住民課長補佐。4 審査結果、原案可決すべきもの、と決定いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

議案第42号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本件を委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案可決と決定いたしました。

◎請願第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。請願第1号を議題といたします。

本案については、会議規則第90条第1項の規定により、厚生文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま、厚生文教委員会に付託しました請願第1号は、会議規則第44条第1項の規定により、9月6日までに審査を終了するよう期限を付けることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第1号は9月6日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番・櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 議席番号2番、櫻井一隆、答弁を求める方は町長にお願いしたいと思います。

件名でございます。茅沼駅の存続を求めているという内容にいたしました。

内容でございます。JR北海道は、利用者が少ないことを理由に不採算駅を廃止してきました。このたびも、無人駅で1日当たりの利用者数3人以下を廃駅の対象基準としております。釧網線では美留和駅、緑駅も対象となっております。

今後も地方の駅はどんどん切り捨てられ、草や木が生い茂り、駅の面影もなくなる、こういう状態になります。私は、この地方切り捨ての現実を見ると、非常に激しい怒りと失望感を感じるものであります。

標茶では、平成29年3年に五十石駅が廃止となってございます。

さらに、今年6月17日の道新によると、茅沼も廃止で検討中と出ておりました。これに

対して町長は、「聞いていない。寝耳に水だ」と驚愕しつつコメントを出しておられます。町民も心配しているので、質問をいたします。

1つ、町は今日までJRとどのような折衝を重ねてきたのか。時系列的にご説明を願いたいと思うわけであります。

2つ目、茅沼駅の存続を望むなら、町民の理解と協力を得ることが大切と思うのであります。どのようなことを考えているのかお示しすべきでないかと思うので、存続案、これを示していただきたい。

3、駅の廃止は、今、建設中の温泉宿泊施設の営業と集客にも多大な影響を与えるし、経営収支も悪化させる要因になると思うが、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

お願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の茅沼の存続を求めるとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の町は今日までJRとどのような折衝を重ねてきたのかのお尋ねですが、釧網本線につきましては、平成22年から沿線自治体や関係団体による釧網本線利活用協議会を組織し、利活用を促すことにより、線路の存続につながる活動を行っております。

今年6月17日に新聞報道された廃止検討の部分につきましては、報道されるまで町への協議等は一切ございませんでした。その後、6月20日にJR北海道の方が来庁され、新聞報道の掲載記事についての説明があり、JR北海道の発信ではないことと、新聞報道発表によって既成事実化することはなく、現時点で茅沼駅を廃止することはないと確認したところであります。

2点目の茅沼駅の存続を望むなら、町民の理解と協力を得ることが大切と思うが、どのようなことを考えているか示すべきと思う、存続案はのお尋ねですが、本町にとっても沿線自治体においても、生活や経済の維持に、また、観光路線としても必要不可欠な路線であります。現時点でJR北海道として茅沼駅の廃止についての事実はございませんが、地域の皆様にご理解とご協力を得ることは大切なことと認識しておりますし、茅沼駅の利用者が増えることが存続につながることを考えております。

3点目の駅の廃止は、今、建設中の温泉宿泊施設の営業と集約にも大きな影響を与え、経営収支も悪化させる要因になると思うが、町長の考えを伺うとお尋ねですが、これまでもJRを利用して茅沼の温泉宿泊施設にお越しいただいているお客様はいらっしゃいましたので、影響は少なからずあるものと認識しております。いずれにいたしましても、現時点での廃止はないものの、利用者が少ない駅であることは事実でありますので、温泉宿泊施設のお客様のご利用などを含めて利用者が増えることを期待するとともに、今後の情勢につきましても注視してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、町長は6月の20日にJR北海道がお見えになられて、このよ

うな報道が出たけれども、そういうことはない。存続というか、廃止は考えていないという答弁があった。このように理解してよろしいですか。

それで、ちょっとお聞きしますが、今日の新聞、これにJR 8区間、赤字178億円、昨年度観光回復、3億円減と、こういう見出しで出ております。この中で、富良野一新得については令和6年3月に廃止すると、こういうことになって、この釧網線については釧路一網走間、これは去年、昨年度の実績として16億600万円の赤字、そして今年度の目標として14億9,700万円の赤字と、こういうふうに多少は改善されるのであろうけれども、赤字が続くと。なかなかコロナ禍でそれが解除というか、少しよくなってきたといっても、ここで書いているのは、燃料費のコストの上昇、こういうものがなかなかこの収益に結びついていかないと。とても苦しい状況であるようなことをここで記載されております。

これから、やっぱりこういう状態が続いていくと、いつの日かこの茅沼駅も、今言ったように廃止の憂き目に遭うのではないかと私は心配するのですよ。ですから、そのようなことになる前に早め早めにJRに働きかけ、そして町民のいろんな方々のお知恵を拝借しながら、運動を展開していく必要性というものを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） ただいま櫻井議員から今日の新聞のJR北海道の営業収支のお話が出ましたが、今、私、新聞記事が手元がないので、数字については触れませんが、やはりコロナ禍の中でここ3年間、本当にJR北海道は苦勞されて営業しているという状況です。さらにコストがかかってくるのと、あわせてJRの線路の補修関係の工事費がさらに上乗せされて、営業収支がさらに追いつかないという状況の中で今に来ているという状況かなと思っています。根本的には、今、北海道というか、国の中でJR北海道の8区間について協議を速やかに、年内に一定程度の北海道が音頭を取りながら方向性が示される期間になっていますので、その中でどういう形で存続が模索されるのかという、ちょうどタイミング的には非常に重要な時期になってきているのかなと思っています。

ただ、その中でやはり一定程度、利用区間の少ない駅とか、そういったもののコストがかかる部分の減少、整理をするという方向性については一定程度理解をしながら、その中で、例えば観光路線として、今、釧網線については特に観光に特化した路線としてというのがずっとJR北海道にも言っていますし、コロナ禍の中でも、実は観光路線としてノロッコ号、それから冬のSL湿原号が運行されていたのは釧網線だけです。そういうことも含めて、実はそういった部門でさらに収支を改善する方法とかそういったこと、それから、今、ロイヤルエクスプレスも運行が3回終わりました。さらに、北海道がJALと提携した列車もこれから運行されますが、そういったこともどんどん活用しながら収支を改善していく、そういうのに町も全面的に協力しながら、その中に茅沼の維持も含めて、これからメインになる釧網線の中の標茶の駅というのは、恐らく塘路、茅沼、それから磯分内駅がそういった無人駅の中では対象になってくるのかなと思いますので、特にそういった部分で注視をしてきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） JR北海道はそれなりに尽力はされると思うのですよ。ですけれども、この廃駅基準、廃止する駅の基準が、茅沼駅を取るならば、その駅から1日平均3人以上乗らなければ駅廃止の対象にしていくと、こういうことでございます。ですから、もし仮に茅沼駅に観光の方が降りたとしますね。それはカウントにならない。あくまでも駅から買って乗車する、あるいは釧路から切符を買って茅沼駅ということで降りると、そういうものしかカウントの対象にならないというふうに聞いたのですが、町長、それはどうなのでしょう。そういうことはあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、利用人数のカウントの仕方のご質問だったと思うのですが、今回、新聞に載っている利用人数の部分なのではございますけれども、JR北海道のホームページに記載しているものでして、その部分で言うと、乗降調査を独自で行っているということで、無人駅は切符とかを買えないものから、そういった部分ではなくて、そこで乗り降りされている方というところで、これ、平成30年から令和4年度までの平均というようなところがございますので、そういった部分で申しますと、やっぱり憩の家かや沼が平成31年3月に営業停止しているということで、5年間のうちの宿泊でというのは、1年だけなので、言わばこれ、茅沼の宿泊での利用客というのは20%ぐらいというようなことになっておりますので、そういった部分を考えますと、今後も宿泊施設が活用されるようになれば、乗降客というのはもっと増えるようなものになるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（櫻井一隆君） もしの話で、いろんなところの例を取っていくと、JRが廃止したいというふうになれば、当然標茶町はノーというふうに答えると思うのですよ。そうしたら、存続させるためにどうするのだという協議になっていくかと思うのです。条件闘争ですよ。町としては、あくまでも温泉宿泊施設も1年後には営業開始しますから、ぜひとも茅沼駅を使いたいと、こういうふうになれば、JRとして、標茶さんよと、そうしたら、そんなに標茶で駅の存続を必要とするならば、この駅舎の管理をしてくれとか、そういうふうにお話が来る可能性というのはどうでしょうね。ないと言えますでしょうか。そこらについて町のお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 標茶については、まだ茅沼はJRから廃止をするというお話はございませんので、そういうことはありませんけれども、ただ、ほかの自治体の例で言うと、廃止の方向を受けて、その地域がどうしても存続したいという部分については、町なりその地域が何らかの形で、例えば維持費を補填するとか、そういった形でやっているところはあるというふうに伺っています。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） これは想定問答になるので、ここらでこの話については終わりました。

と思うのですが、いずれにしても、この道新の報道がどういう形であったにせよ、それを一般町民は事実として受けておりますので、ここらをもしお願いできるのだったら、道新に訂正記事なりなんなり出していただきたいなど。それが難しいのだったら、町が何らかの形で茅沼駅の存続は当面あるのだよ、そういうことを町誌なりなんなりで、広報で訴えてはいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

実は新聞報道あってですね、報道機関から取材を受けて、実際聞いてないので寝耳に水だということをおっしゃっていただきましたが、本来であればその前にですね、JR北海道が、いや標茶さん実はこうやって新聞に書かれたのですけども実は違うんですよということをもっと早く対応していただければというのを実は私JRに対して申し入れております。そういうのを事前に私聞いていれば、そういうような発言をしなかったのですよねということも言っていますし、実は先月、7月30日にも支社長が見えていますので、そのときにも茅沼のことについても改めて確認していますので、ただ、それについて、これからさらに茅沼が、今、廃止の方向ではないということをおっしゃるといのは、ちょっとどうかなと思ってますので、逆に議会広報の中で今回の櫻井議員の一般質問の内容が公表されますので、それを見て町民の皆様がやり取りについて、ご理解いただけるのかなと思いますので、その程度でご理解いただけないかなと思ってます。

○2番（櫻井一隆君） JRの問題についてはどうなるか、今後に委ねられるところですので、今のところ茅沼駅は大丈夫だよと、こういうことが確認できましたので、分かりました。ありがとうございます。

続いて、2番目の質問に参りたいと思います。

2番目の質問は、町立病院浴室の早期改修についてご質問をしたい、こういうことでございます。

レジオネラ菌の発生で、昨年10月から町立病院の浴室は使用ができず、ふれあい交流センターの浴室を時々使うなど、入院患者には不便をかけ、また、看護、介護の職員には多大な負担をかけ続けていると思うのです。この点について町長の所見をお伺いしたい。

また、使用できなくなった町立病院の浴室は、このまま放置しておけば汚れや傷みがさらに進み、保健衛生上もよくないのではないかと考えます。使用できなくても定期的に清掃管理するべきと考えますがいかがでしょうか。

病院の浴室は必要不可欠な設備であると思いますが、いつ頃までに改修を行う計画ですか。私はレジオネラ菌解消などの課題も含めて、今後はユニットバスのようなものを導入してはどうかと思っております。このほうが改修工事としては期間も短く、早くなるのではないかと考えるのですが、町長の所見をお伺いするものでございます。

あと予算の問題もここにはあると思うんですが、大切な町民の命を守る病院の問題でもあるので、優先的にこの課題に取り組むべきではないかと考えます。町長の所見をお述べいただきたいと思います。以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の町立病院浴室の早期改修をのお尋ねに
お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、令和4年10月6日、定期的実施している温泉水質検査において、
浴槽から採取しました温泉水からレジオネラ属菌が検出されました。速やかに北海道釧路
保健所に報告するとともに、今後の対応を相談し、浴室の利用を中止し、レジオネラ症感
染者の把握に努めたところです。利用再開に向けては浴室内の清掃を行い、10月20日に再
度水質検査を実施しましたが、再びレジオネラ属菌が検出されたため、引き続き清掃と検
査を繰り返し実施してきました。12月15日に行った検査で、ようやくレジオネラ属菌は不
検出となりましたが、このときは水道水を加熱し、塩素を加えた浴槽水を用いたものでし
た。

保健所の見解としましては、原因究明及びレジオネラ属菌の根絶ができていない状態
での再開はやめていただきたいというものであり、浴室の改修をしない限り根絶は不可能
であると判断したところであります。

1点目の入院患者には不便をかけ、また、看護、介護職員には多大な負担をかけ続けて
いると思うが町長の所見を聞く、とのご質問ですが、現在はふれあい交流センターの家庭
浴室を代替利用しておりますが、看護補助員が不足している状況も相まって、1日に対応
できる患者は2人が限界と聞いており、移動距離と移動時間から患者及び看護補助員の負
担は、従来よりも増加しているものと認識しております。

2点目の使用できなくても定期的に清掃管理すべきと考えるがどうかのご質問ですが、
暖かい時期にはシャワー浴とするなど浴室の一部を限定的に使用している状況もあること
から、原則毎日清掃を実施しております。

3点目のいつ頃までに改修を行うのか、今後ユニットバスのようなものにしてはどうか、
この方法が改修工事としては期間も早くできるのではないかと考えるが、町長の所見を聞
く、とのご質問ですが、実際に看護する立場の職員の意見を聞き、患者の負担とならない
設備および看護補助員にとって、看護しやすい設備を検討中であり、各専門職の意見を参
考にしながら方向性を決めていきたいと思っております。また回収に関する補助メニュー
の有無について研究しております。

4点目の優先的に課題に取り組むべきではないか考えるが町長の所見を問うとのご質
問ですが、喫緊の課題の一つであると認識しており、一定程度方向性が見えた時点で改修
の時期を検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、町長から丁寧にお答えいただきましたが、入院されている方
がふれあい交流センターのほうに移動しながら機械浴というのですか、シャワーというか、
ミストみたいな、そういう湯気でというのか、申し訳ないのですが、僕は入ったこ
とがないのでちょっと分からないのですが、そういうもので体をきれいにして、病室に戻
られるとそういうこともやっているようです。それは4月からこれまでに四、五回あった

程度かと、そう思うのですよ。

やっぱり町長もお認めになったように、そういうことをやると1日2名が限界だよと。それ以上やると、介護、看護の職員の負担が増していくということになりますから、これは今、標茶町も町立病院も看護、介護の職員の不足が一番ネックになっているわけですから、こういう労働条件を早急に解決する方法がよろしいのではないかと。労働条件の改善。

それともう一つは、入院患者のおじいちゃん、おばあちゃんがただ体を拭いてもらったり、機械の中で何かシャワーかそういうものでやってもらうよりも、やはり湯船につかってほっとするような、そういう時間も必要でないかと僕は思うのですよ。やはり皆さんもたまに温泉に行ったり、うちでお風呂につかって、ああ、今日は大変だったなど、こういうふうに思いながら鼻唄も出るというのがお風呂だと思うのですよ。癒やし効果ですね。やっぱり入院されている患者の方々についても、そういう癒やし効果、癒やしの時が必要でないかと思うのですよ。

ですから、1つは介護、看護師の労働環境をよりよくするという意味、もう一つは入院されている患者さんのそういうほっくりとした時間、ほのぼのとした時間を与えられる、健康管理上、そういういい環境を与えるということ、そのためには、壁を剥がして張り替えるよりも、やはりユニットバスの導入が早くて、その対応に沿うのではないかと私は思うわけです。町長はどうでしょう。お考えをお聞かせ願いたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

先ほどふれあい交流センターの家庭浴の話が出ていますけれども、こちらにもたしか浴室があって湯船につかることができる、機械浴とはまた別な部屋がございますので、人数は限定されますけれども、今、実際に湯船につかることができるという状況かなと思っています。

今、議員の、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、介護職員の状況が非常に厳しい中で、これらについては本当に早急に解決しない課題であると思いますので、できるだけ早い時期に改修方法、一番いい方法を、方向性を決めながら対応していきたい、そんなふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） これで最後の質問にしますが、町長、前向きに検討とか後ろ向きに検討とか、そういう話は要らないのですよ。拳闘はボクシングですから、さあ来いという話ですけども、これはジョークですけども、いつまでにこの病院浴室問題、解決してくれますか。きっぱり決めましょう、この場で。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 実はまだ工法が、実際に例えば本当に壁を改修、剥がして新たなものを造ったほうがいいのか、今、議員から提案のあるようにユニットバス型のほうがいいのか、それらについてまだ結論が出ていませんので、それが出次第、それが出れば、すぐ改修に着手したい、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） いや、本当に答弁ありがとうございます。

そして、その方向づけが出るのは、いつ頃になりますか。12月定例までには間に合いそうですか。早急にやっていただきたいと、こう思うのです。僕、もう先が長くないと思うので急ぐのですよ。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

現在、工法についてどういった形がベストなのかということで、今、検討しております。内部でも看護補助員、それから看護師のほうにも意見を聞きながら対応している状況で、それがいつまでにできるかということでは、ちょっとはっきりとは言えませんが、できれば早めに工法含めて、経費含めて検討していきたいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） できるだけ早くと言うのですが、そのできるだけ早くがいつなのかと僕は聞いているのですよ。ここでこれからいろいろ資料を取り寄せて検討すると、そんなような繰り返しでの問答になっていくと思うのですよ。そうではなく、現状を見たときに、自分たちの家庭、考えてください。これは、あまり言いたくなかった。町が言うなら、私も言わせてもらおうさ。仕方がない。言いますよ。皆さん、いいですか。

自分たちの家庭において、お風呂が壊れたよと。そうしたら、隣のうちに行って、おじさんのところに行って風呂を借りてこいと。じいちゃんもばあちゃんも子供たちも行ってこいやと。それで用が足りるから。それで1年、2年、そういう状態を続けさせるのか。家長としてそれはないでしょうと、お母さんから怒られますよね。あんた、早くやってよと。当然、家族の命と健康を守るためには、家長として、おやじとして、ユニットバスなり、お風呂の改修をイの一番にやると思うのですよ。そこを僕は言っているのですよ。大事な町民の命を守る病院であるからして、急ぎましょうと。誠意を示しましょう。入院している患者さんの健康を考えるならば、町長、これ、のんびりと構えるのではなく、急いでやりましょう。できることならば、本当に期限を切って、すぐにでも飛び出してほしい。こういうすぐやる町長、佐藤吉彦であってほしいと、こう私は思うのであります。どうか私の思いをしんしゃくして、年度内に、あるいは年内では無理だというのなら、年度内に方向づけを出してください。これが私からのタイムリミットと思います。

以上で、質問を終わります。答弁してくれるのですか。ありがとうございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 櫻井議員のご意見は十分承知しましたので、できる限り早く、本当に間に合えば次の補正にでも間に合う、間に合わなければ新年度になってしまうのかもしれないのですけれども、できるだけ早急に対応することをお約束いたします。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） こういう問題は一つ一つ解決していくことが町民に対する福祉の

町長の姿勢の表れと、こういうふうには評価されると思います。大事なことだと思いますので、よろしくお願ひいたします。これからも憩の家というか、温泉施設を含めて、過大な問題を控えておりますが、議会一丸となって方向づけを示していきたいと思っておりますので、どうぞ町長も我々議員の意向というものを最大限に酌んで、そういう町政を行ってほしいと、よろしくお願ひ申し上げ、質問といたします。

答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして、質問をさせていただきます。带状疱疹ワクチンの予防接種費助成をすべき。

皮膚に赤い斑点などができ激しく痛む带状疱疹は、80歳までに3人に1人が罹患する病気とされています。また、予防効果の高い不活化ワクチンは、1回目で約2万円、2回目接種が必要となるため、約4万円と高額となります。この病気は、多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えるが、神経の損傷によっては带状疱疹後神経痛と呼ばれ、また、部位によっては角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こします。ワクチンの予防効果は50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%となる。予防接種は任意ではあるが、対象者には大きな負担となる。道内では、渡島管内七飯町、オホーツク管内西興部村、近隣自治体では標津町、白糠町が、一定年齢以上の住民に対し一定額の助成をする制度を設けている。

そこで、①、対象者への大きな負担となることに対し、町はどのように考えているか。

②、町独自の助成をすべきと考えるが、その考えはあるかを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の带状疱疹ワクチン予防接種費を助成すべきのお尋ねにお答えいたします。

带状疱疹につきましては、日本人成人の90%以上は带状疱疹の原因となるウイルスが潜伏していると言われており、水ぼうそうに感染後、神経内に潜伏感染していたウイルスが何らかの要因で再活性化して発症します。発症の要因としては、過労や悪性腫瘍などを含む免疫の低下や手術、放射線治療などが挙げられており、高齢者も罹患しやすいと言えます。議員ご指摘のとおり、50代から発症率が高くなり、80歳までには3人に1人が発症すると言われております。予防接種費用の助成につきましては、道内でも幾つかの市町村で実施していることを承知しております。

1点目の対象者への大きな負担となることに対し、町はどのように考えているのかのお尋ねにつきましては、議員ご指摘のとおり、予防効果の高い不活化ワクチンでは1回約2万円の予防接種を2回受ける必要があることから、他の予防接種費用と比較して、高額の自己負担を伴うものと認識しております。

2点目の町独自の助成をすべきと考えるが、その考えはあるかのお尋ねにつきましては、带状疱疹ワクチンについては、現在、厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科

会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会において、予防接種法に基づいて行う定期予防接種として追加を検討するワクチンの一つとして、疾患の重要性や疾病負荷について一定程度明らかにされ、引き続き期待される効果や導入年齢に関しての検討が継続されている状況でございます。

町といたしましては、定期予防接種に位置づけられることが望ましいと考えておりますが、しかしながら50歳から発症率が非常に高いと言われており、町民生活、とりわけ看護、QOLに影響があると言われていたことから、町独自の助成についても前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 町としても前向きに検討しているというふうにお答えをいただきました。先ほども言いましたけれども、また言ったらちょっとあれなのですけれども、いつ頃そういう決断になるのかというのが、やっぱり一番聞きたいところであります。そしてまた、先ほども言いましたけれども、がん患者がこの帯状疱疹になりますと、抗がん剤治療を延期しなければならないという、また不利益も出てくるという話も聞いております。よって、そういう患者さんにやはり肉体的、精神的に苦痛を伴うこの帯状疱疹については、よりスピーディーな取組が必要なのではないかとこのように考えておりますので、もう一度その時期的なものが、もしお答えできるのであればお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほどの質問の流れなので前向きにと言うと何か言われるなどは想定してはいたのですけれども、今現在、例えばどのくらい財源が必要かとか、そういったものを含めて、それから現場のお願いする町立病院の体制が整うかとか、そういったことの調整をまだ一切行っていませんので、目標としては新年度に間に合えばやりたいと思っておりますけれども、その時期についてはまだ明確になっていませんので、引き続き、前向きに検討していくと言ったらまた怒られるのですけれども、検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 分かりました。

この質問につきましては、同僚議員からも何度か質問があったと思われまます。ということ、やはり町民はこの対応を強く求めているというふうにも考えておりますので、いち早くここも新制度、新年度を目指して取り組んでいただきたいと思いますので、その点をもう一度確認させていただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） まだ明確な時期については、先ほど言ったとおり、相手もある話、財源の手だても含めてしっかり対応しながらやっていきたいということでもありますので、できるだけ速やかに対応できるように進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） それでは、速やかな対応をお願いいたします。

2つ目の質問に移ります。

観光案内所のトイレを改修すべき。

現在、標茶町駅横にあるバスターミナルの一部を、町観光協会の観光案内所として使用しています。施設内トイレなのですけれども、駅側から入室してすぐ左を見ると、男子トイレ内の一部が見えてしまう状況になっています。トイレ前には大きなつい立てがあるが、まだ一部分見えています。トイレを利用する人にとっても状況的によくないと思う。新型コロナウイルスも5類に移行され、観光客も増えてきている。冬になると「S L冬の湿原号」も運行され、多くの人を訪れてくれると思います。トイレも老朽化し、傷んでいる箇所もあります。今後の観光振興のことも考え、トイレの改修をすべきと思うが、町としての考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の観光案内所のトイレを改修すべきのお尋ねにお答えいたします。

標茶町バスターミナルにつきましては、JR標津線の廃止を受けまして代替輸送確保のための転換交付金を活用し、平成2年に建設されてから33年が経過しております。これまで建物や設備に不具合があった際にはその都度修繕を行い、安心してご利用いただけるよう維持管理してきたところでございます。

議員ご指摘の男子トイレのつい立ての間隙から男子トイレ内の一部が見えるということにつきましては、まず視界を遮る手段について早急に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、トイレの老朽化に伴う改修につきましては、ご案内のとおり昨年10月から観光案内所として利用していることに加え、現在運行している標津標茶線につきましても令和7年3月末をもって西春別から標茶間の運行を終了するため、将来的な利用構想に合わせて改修を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、言われましたけれども、ここの部分もやはり早急に対応を私はしたほうがよいというふうに考えております。これは私も中に入って横を見たら、本当に見えるのですよ。要は、ここら辺が見えるというのですか。なので、入れた瞬間にトイレの中で用を足しているのが目に入るということは、非常に観光の人たちが入ってくることに對して違和感があるというふうに思います。

今、対応を考えているというふうにお答えいただきましたけれども、具体的にはどのような対応、扉をつけるとか、何かそういうような対応方法というのがありましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、つい立ての隙間から見えるという部分なのですけれども、議員がこの案件をご心配されて来られたときに、その日のうちに現地を見まして、業者さんと翌週どういう対応ができるのかというところで相談させていただきまして、できればそういった1メートルぐらいのドアをつけてというのが理想なのですけれども、費用のほうが相当かかるというふうに伺っていましたので、今、大きいつい立てがあるのですけれども、そこからはみ出ないような形で、つい立てを少し見えないようにちょっと広げるような形で考えておりますので、先ほど町長答弁の中でもありましたけれども、今後、トイレのほうも33年経過しているということで全体的にも古いというのは以前も議会の中でもご質問等あったと思いますので、その辺、将来的な利用構想の部分を検討しながら、こういった形で改修していくのかというようなどころを検討していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） もう一回確認させていただきたいのですけれども、令和7年度のそこまではやらないという考えではないですよね。それまでにも何らかの対応ができるのであれば、つい立てをちょっとずらす……

（何事か言う声あり）

○5番（鴻池智子君） すみません。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） つい立ての部分は、すぐに対応したいと思います。

全体的な改修のほうは、令和7年以降、西春別一標茶の区間、バスのほうがなくなりますので、そういった部分で今後の利用計画と利用実態とを踏まえながら、全体的な大型の改修のほうは考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 分かりました。このとき、トイレ改修するときは、当然女子トイレのほうも併せて行っていただけないということでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

やはり女子トイレも含めて全体的に検討していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） これも本当にできるだけ早く行っていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問をいたします。

最初の質問は、小中学校女子トイレ個室に生理用品を設置することについてであります。

昨年の6月第2回定例会で同様の質問をしましたが、このときの答弁では町は、「生理の貧困」は支援が必要である。学校のトイレに生理用品を置くことは否定するものではない。現状では考えていないが、町としても問題と認識しており、今後検討していきたい、このように答弁いたしました。その後どのような検討をしたのか伺います。

「学校に生理用品を」の動きは、その後、全国的に広まりつつあります。その現状をどのように認識していますか。

この8月に私どもが行った道交渉では、「小中学校トイレに生理用品を配置するよう各教育委員会に指導すること」と要請しました。道教委は、次のように回答しました。道教委としては、学校トイレへの生理用品の配置は、全ての子供たちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環との認識の下、令和5年度から道立学校のトイレに生理用品を配置することとしました。生理用品の配置についてですが、また、全道の学校に取組が広がるよう、本事業におけるモデル校の取組の概要、モデル校別の取組事例並びにモデル校以外で既に取組を進めている学校の事例等について取組事例報告書として取りまとめ、各市町村教育委員会に通知しております。なお、既に複数の市町村から配置に向けた具体的な照会があり、必要な支援に努めたところです。

この回答では、必要であることを認め、道立学校を先行して行っていると言っています。照会のあった市町村には必要な支援に努めたとありますが、本町では1年以上も前の質問に対し検討すると答弁しているので、道教委に対して当然必要な取組や検討をしていると思いますが、その状況をお聞かせください。

先日もテレビで特集をしていましたが、実施した学校の女子生徒が、「急に生理が来たときには本当に助かる」「1日に何回も取り替えなければならないときもあるので、ほっとしている」など喜んでいました。保健室に行かず、ダイレクトで自分でできることに安心している様子も話されてきました。いわゆる「生理の貧困」に限らず、全ての女子生徒に対する安心な学校生活を送ることの保障と考えますが、いかがですか。

費用についても、実施した学校では1校につき5万円から10万円程度との報告があります。それほど多額の金額ではないと考えますが、ぜひ早期に実施すべきではないですか。町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1番、深見議員の小中学校女子トイレ個室に生理用品をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目のその後どのような検討をしたのかに関するお尋ねですが、各学校のトイレに生理用品を置くことの必要性の把握をしているところであります。

全ての学校においては、保健室に常備していることや、日常的に相談しやすい体制を取っております。町内の小学校1校においてトイレ共用部への設置を行っておりますが、使用は限定的で、その使用した場合も児童自らが補充している状況から、「生理の貧困」という実態は現状ではないものと捉えております。その他の学校については、保健室に常備していることや小規模によりきめ細かく対応していることから、トイレの設置までは不要

という状況であり、現状、設置に向けた動きはしておりません。

しかしながら、令和4年6月第2回定例会においても同様の答弁をしておりますが、「生理の貧困」問題は社会問題として無視はできないものと捉えており、学校トイレに限定した対応ではなく、他のトイレへの設置を含めた社会全体の取組が重要と考えております。

2点目の「学校に生理用品を」の動きは全国に広まりつつある現状をどのように認識しているかとお尋ねですが、1点目でお答えしたとおりであります。

3点目の道教委では道立学校を先行して行っている。モデル校や先行実施の学校の取組事例等について市町村教育委員会に通知、配置に向けた具体的な照会のあった市町村の支援に努めたとの回答であり、本町も当然必要な取組や検討をしていると思うが、その状況をとお尋ねですが、道立高校での先行実施や先行設置した取組事例等は承知しておりません。

しかしながら、照会のあった市町村には必要な支援に努めたという内容は承知しておりませんが、配置に向けたアドバイスではないかと推測するところであり、本町においては1点目でもお答えしたとおり、1校を除いた学校については設置に向けて具体化や必要性には至っておりませんので、道教委への支援等の相談は行っておりません。

4点目の「生理の貧困」に限らず、全ての女子生徒に対する安心な学校生活を送ることの保障と考えるがどうかとお尋ねですが、トイレに具備することは児童生徒にとっては便利な環境であると考えますが、各学校においては、保健指導の場面や日常に相談しやすい体制、保健室に常備していることの周知など、きめ細かな対応をしており、このことにより安心な学校生活を送ることが保障されていると考えています。

トイレ個室への生理用品設置につきましては、引き続き学校現場の意見を聞きながら必要性を判断していきたいと考えておりますので、ご理解賜ります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の小中学校女子トイレ個室に生理用品をのお尋ねに引き続きお答えいたします。

1点目のその後どのような検討をしたのか、2点目の現状をどのように認識しているのか、3点目の道教委に対して当然必要な取組を検討していると思うが、その状況を聞きたい、4点目の全ての女子生徒に対する安全な学校生活を送ることの保障と考えるがどうかのお尋ねにつきましては、教育長からの答弁のとおりでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

5点目のそれほど高額な金額ではないと考えるが、ぜひ早期に実施すべきではないか、町長の所見を伺うとお尋ねですが、実施については教育長からの答弁のあったとおりでございますが、必要な予算の部分につきましては、教育委員会とも協議しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 道教委と、今、教育長がご答弁なされた認識、学校の子供たちの生理についての認識は、かなり隔たりがあると私は思います。さっき道教委の見解の一部を私述べたのですけれども、そこからちょっと離れていると。

道教委は、これ、北海道教育庁学校教育局健康・体育課、昨年度にアンケートを取っているのですね。アンケートを取った上で、道立学校全部に生理用品を配置すると。その必要性を感じないということとは、全く違う答弁というか、捉え方をしているのです。アンケートの結果では、これ、道教委がやったアンケートですよ。生理用品が手元になく困った経験がある生徒が8割程度はいる。これは標茶ではないのですか、こういうことが。これは子供たちにとっては話しぶり内容でもありますから、ないか、きちんと調査していないか、どちらかだと思います。この8割程度いると。その際の対処方法として子供たちが「トイレットペーパーやティッシュペーパー等で代用した」というのが48.7%、これ道教委のアンケートですよ。「生理用品を交換せずに我慢した」、これが27.9%。「学校（部活動含む）を遅刻、早退、欠席した」というのが6.3%の回答があり、全ての生徒の健康など学校生活に影響がある状況がうかがえる。これが道教委の認識ですよ、アンケートの結果の。これ、教育長の認識とはちょっと離れていませんか。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

道教委のアンケート、それから11校における事例報告等も拝見しております。

やはり生理の問題につきましては、言いにくいであるとか、当初は貧困が中心だったのですけれども、これに加えて道教委の事例報告では、やはり急遽なくて困ったという意見が出ていたのは承知しているところであります。

町内的にも、やはり校長会等でいろいろな意見をお聞きしたり、アンケートを取っているわけですけれども、先ほど申しましたとおり、やはりかなり道立の400人、500人いる学校とは、この標茶町、規模が相当違って、本当に3年生以上1人しかいないであるとか、そういった極小規模である、そういったところで、日常からきめ細かく養護教諭、担任等を通してそういったケアをしているという声を聞いております。先ほど申しましたとおり1校においては共有部分に置いているという状況ですけれども、使用はごく限られているという報告ですので、今後も道教委の動向を、今年度、平成5年度から配備しているということもお聞きしていますので、この状況を踏まえて、さらに現場とどういった体制で今後進めていくかというのは話し合ったいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 道教委のアンケートの結果が道立学校の全てに生理用品をとという方針に踏み切ったのです。小規模とか大規模とか関係ないのですよ、子供たちにとっては。どうですか、その辺は。小規模だからそういう問題はあまりないだろうというようなことではないと私は思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

小規模校だから、大規模校だから、そういう問題はないということでは私もないというふうに思います。私が述べていたのは、やはりこういった衛生的な管理であるとか、生理用品であるとか、そういった部分というのは、担任、養護教諭とのコミュニケーションが取れているかどうかというのが非常に大事であるというふうに考えております。

道教委が実践報告で今回11校のデータからも、やはりよかったという半面もありながら、いろいろ成果や課題というものも見えていたと思います。例えば生徒のほうからは、これは本来個人で持っていくものと思っている、あるいはサイズなど人それぞれだから自分で持っていくのが一番だと思うという答えもございます。また、教員からは、健康管理への意識が薄くならないか心配であるという不安の声も出ています。大事なことは、どんなふうに学校に下ろしていくかというようなところだと私は考えているということでもあります。

健康や安全管理というのは、最終的には自己管理であるとか、危機回避能力であるとか、危機予測能力、これをつけていくことが最終的な目標というのが教育現場の、私、これ小学校のときからこういった指導はなされていますので、50年以上はこういった指導をずっと続けているわけですがけれども、やはり最終的に先生方はそういったことを目指して今まで指導してきたことでもありますので、単に置いておけばいいということへの不安というのは現場ではたくさんございます。一旦包装を切ると、やっぱり生理用品、非常に包装も簡易なものでありますので、果たして湿度の高いトイレに置きっ放しでいいのだろうか、あるいはもともと生理の貧困が問題なのであれば、これは生理の問題に限らず緊急的な大変な問題であると。もしかすると、危機的な貧困であるとか、虐待であるとか、父子家庭による不理解であるとか、話し合いしづらい雰囲気であるとか、そういった状況も考えられますので、やはり最終的にはきめ細かな先生方との対応というのが非常に大事になってくるかなというふうに思います。

私、これを全然否定するものでもないですし、これはやはり道教委もこうやって踏み切った以上、この方向はきっといろんな形で今まで実践で出てきた課題やいろんな成果を踏まえて、課題をどうしようかというところを解決して行って下ろすのが筋ではないかなというふうに思っているところですので、道立学校の状況を踏まえながら今後検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） なかなか議論がかみ合わないように感じるのですよ。道立学校の子供たちも町立学校の子供たちも同じなのです。同じだと思います。

今、道教委がこういう形で踏み切ったというのは、生理用品がトイレットペーパーと同じように、学校のトイレはもちろん公共施設や各種施設のトイレにも当たり前にも置かれるようになるようにと、これが大体、有識者の見解ですよ。だから、どんどん広がってきているのですよ、今。

同じアンケートの中で、学校にいて「急に必要となった」というのが約72%、「経済的理由で用意できなかった」というのは逆に2.3%ぐらいなのです。だから、これは「生理の貧困」の問題をはるかに超えて、教育的な意義として認識していかなければならないなというふうには私思うのです。つまり「生理の貧困」問題だけでなく、もちろんこれにも手を差し伸べることが大事なのですが、全ての児童生徒の安全安心な環境整備、これが必要であるということなのです。

それで私は、トイレ個室への希望、これもアンケートの中では94.7%という数字が出ていますが、こういうことと、先ほど教育長が一番最初に答弁なさった、必要性はあまりないのではないかと、保健室もあるのだというような、これは全くそういう捉え方していないのです。保健室はもちろん当然保健室としての役割はあります。ありますけれども、そういう問題ではない。そういう次元の問題ではない。保健室で済ませればよいというような次元の問題ではないというふうに、私は、道教委のアンケートの結果とか、先だって8月にこの問題について道教委に対して要望したときに得た回答から、今の教育長の話とは随分違うなというふうに思っているのです。

だから、現状認識というのは、やっぱりすごく大事なのです。もうこれは何十年、100年来、私たちの不認識のおかげで随分大変な目に遭っている子供、先ほどいじめの問題も出ましたけれども、大変な目に遭っている子供たちを私たちは放置してきたのだという、心が痛むような思いで今質問しているわけですが、こういう点についてぜひ積極的に必要性の把握、あまり今のところ必要性がないというような意見でしたけれども、保健室があるからそれで済ませられるような意見でしたけれども、そういう問題ではないのではないかと。これは道教委の回答やアンケートの結果でもそうではないということが明らかになっていて、だから、道としても、本来全部やるべきなのですけれども、予算の問題もあるので道立学校から最初にやるのだということを行っていますけれども、その点はどうか、認識として。私、間違っていますか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

基本的な考え方は、私、大きく違ってないというふうに思います。生理の貧困以上に、急遽必要になった子供への対応ということも含めて、考えていかなければならない問題だというのは、全く同じ考えかなというふうに思っています。

最初の答弁の終わりでお話ししたとおり、やはり学校現場の意見あるいは特に子供たちの状況、保護者の状況等も踏まえながら、必要性を判断していかなければならないというふうに考えておりますと答弁したとおりであります。やはり今の状況でどうなのかということも改めていろいろ意見を聞きながら、特に先ほど申しましたとおり、今回の実践の報告からも様々な設置方法や課題が出されておりますので、そういったところを解決しながら、一番いい形でこういったことはまた判断してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 教育長がおっしゃっている学校現場の意見というのは、先生方の意見ということでしょうかね。私たちが、いじめの問題もそうですけれども、一人一人の子供をしっかりとつかんで、そして本音を引き出すということが一番大事でないかなというふうに思っています。

ある市の状況では、今までは急に必要になった児童生徒に保健室で配付していたが、経済的な理由だけでなく、恥ずかしくて言い出せない子や、生理用品を持ち歩くのが嫌で長時間交換しない児童生徒も、女子トイレに設置することでストレスなく自由に使える。今後はモデル校の取組を全校に広げていく方針だと。ある市の取組は、こういうふうに結論づけているのですよ。

私たちの認識は随分これと乖離しているというふうに、自分の反省も含めて思っているのですが、教育長、どうですか、そういう考え方について。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

標茶町の先生方は、養護教諭、校長も含めてやはり一人一人にまず目が行き届いており、あまり詳しくはここではお話しすることは控えますけれども、本当に一人一人のそういった健康状態であるとか、そういったことも把握して対応しているというふうにアンケートやヒアリングからお聞きしております。ですから、先ほど学校と判断してという話は、単に子供たちの意見を反映していないという意味ではなくて、やっぱり子供たちも保護者も含めた、そういった状況も含めて判断してまいりたいというふうに答弁させていただきたいというふうに思います。

また、置けばいいという考え方だけにならないように、逆に先ほどの貧困の問題もありましたけれども、置いていつの間になくなっていくという状況、それをどういうふうに判断するかというところ、あるいは指導をどうしていくのか、一方的に下ろしていくのか、児童会、生徒会等に下ろしてそういったところから意識づけをしていくのか、様々な方法がこれは教育的配慮から考えられると思いますので、始めることはとても簡単なのですが、やっぱり教育効果を維持していくことや衛生面、管理面、そういったところをどう解決していくかというところも、しっかりと踏まえた上で導入していかなければならないというふうに考えています。道教委も、やはり先行して実証実験をしてこういった取組、過程を踏んだというのも、この部分が非常にデリケートで慎重に進めなければいけないという裏返しではないかなというふうに考えておりますので、やはりいろんな課題や方法を吟味した上で、道立学校の実践も見ながら一番いい方法で下ろしていくと、判断していくというふうに考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、1年以上も前にこの質問をしたのですよ。そうしたら、先ほど言ったように、当時の教育長は、町としても問題と認識しており今後検討していきたい

と答弁しているのですよ、1年以上も前に。していないではないですか、検討を。今の教育長の答弁で言えば、これから調査したり検討したりしていきたいということなので、これはやっぱり議会軽視というか、当時の私の質問に対してあまりにも、いろいろお調べなさったと思うのですけれども、世の中は動いているのです。道教委も私たちの質問に対して、こういう答弁しているわけですから、かなり動いているのです。

だから、その点については、今日は冒頭からいつまでということが何か今度の議会の決まり文句みたいになっていきますけれども、これはもう毎日のことです。この次の議会でも私きつと質問すると思いますけれども、ぜひ前向きな答弁、それから保健室に配置してあるから、配備してあるからということと、この問題の本質は質的にちょっと違いますから、私はそう思っています。その点についても、どうぞ検討なされて、この次までにぜひ取り組んでいただきたい。この次の議会を待たなくても、手がつけれるところがあれば、すぐにでも手をつけていただきたいなというふうに思って、今回はこれ以上お話ししてもちょっと無駄かなと思うので。教育長の言っていることが無駄ということではないですよ。議論がかみ合わない面があるので、これで最初の質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時15分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君） 2つ目の質問です。現行の健康保険証の廃止はすべきではないということについて質問いたします。

マイナンバーカード総点検の中間報告が発表されました。この原稿を書いた時点から結構たっていますので、さらに数字的には変わっていると思いますが、マイナンバーカードと一体化した保険証に誤って他人の個人情報が登録されていたケースが新たに1,069件で計8,441件、医療費や薬など診療情報が他人に閲覧されたケースが新たに5件で15件となっています。このようなケースは現在でも増えつつあります。マイナンバーカードと一体化した保険証に他人の医療情報がひもづけされていることは、命に関わる重大問題だと思うのですが、町長の所見を伺います。

中間報告について、全国保険医団体連合会は「他人情報ひもづけ1,069件は、氷山の一角だ。全件チェック・全容解明まで運用停止を求めます」との声明を発表し、「これ以上の情報流出、プライバシー侵害を防ぐために、直ちにマイナ保険証を利用するシステムの運用を停止すべきです」と訴えています。この訴えについての町長の所見を伺います。

マイナ保険証について北海道社会保障推進協議会が札幌市内で行った内容では、2日間で約600人がシールアンケートに協力し、96%が反対と答えるなどの実態もあります。ま

た、今年6月に厚労省では、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した「マイナ保険証」の利用実態に関するアンケート調査結果を発表しました。マイナ保険証の利用者にメリットを聞いたところ、56.5%の人が「特になし」と回答。政府は2024年秋に現行の保険証を廃止する方針ですが、ここに来て利点を感じていない利用者が多い実態が明らかになっています。この点についての町長の所見を伺います。また、本町のマイナ保険証の取得率はどのぐらいになっていますか。

マイナンバーカードの自主返納が増えていると聞いていますが、返納の仕方について自治体のホームページで告知しているところもあります。申請だけではなく、不安を感じる人が返納できることについて適切に周知・対応すべきではありませんか。

このようなことから、町の行き過ぎたマイナンバーカード取得の宣伝はすべきではないと思います。もし、マイナンバーカードに関わる町民の不利益が生じたら町はどのような責任を持つのか伺っておきます。

町は、町民のプライバシー保護や命の危険をも生じかねない今回の事態に対して、マイナ保険証を取得していない町民の不利益、不便さを考え、現行の健康保険証の廃止はすべきではないことを国に要請すべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の現行の健康保険証の廃止はすべきでないとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、1点目、2点目のマイナンバーカードへの健康保険証のひもづけ誤りについてのお尋ねですが、第2回定例会においてもお答えさせていただいておりますが、このような事案が発生していることは大変遺憾であり、国においてしっかりと原因究明や対策を講じるとともに、不安を払拭する取組を早急に講じていただきたいと考えております。

また、政府の総点検中間報告に併せて保険証一体化検討会の「最終とりまとめ」によりますと、政策パッケージを取りまとめ、その内容として総点検、再発防止対策、国民の信頼回復に向けた対応が掲げられました。マイナンバー制度がデジタル社会の基盤として有効に機能するためには、マイナンバーがそれぞれの事務で正しく本人の情報にひもづけられていることが重要であると考えておりますので、今後、速やかに、また、着実に、この政策パッケージを実施していただきたいと考えているところでありますので、ご理解を願います。

3点目のマイナ保険証の利点についてのお尋ねですが、先ほど申しました政策パッケージ内の国民の信頼回復に向けた対応の中で、マイナンバー保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくりが掲げられております。内容詳細についてはこれから示されるものと思いますが、それにより利用するメリットにつきましても今後さらに浸透してくるものと考えておりますので、ご理解を願います。

また、本町のマイナ保険証の取得率ですが、加入している医療保険は国民健康保険や社会保険等があることから、保険証のひもづけ手続についても窓口対応のほかポータルサイトで個人でも手続が行えるため、町全体の取得率は分かりませんが、国民健康保険での取

得率で申しますと7月12日現在で48.5%となっております。

4点目の自主返納についてのお尋ねですが、本町では令和5年3月に3件、令和5年度では1件の相談があり、返納されております。返納の相談や一連の事案に対する不安への対応など、現場として適切に対応していると認識しております。周知につきましては、ホームページにつきましては、国のサイトにリンクしていることもあり、国による情報の充実を求めたいと考えております。

5点目のマイナンバーカード取得に関する行き過ぎた宣伝はすべきではないとお尋ねですが、番号法では地方公共団体の責務や役割が明記されており、以前にもご答弁申し上げましたが、今後の普通交付税算出における基礎数値としての影響あるいは各補助金、交付金の算定の際に利用されるなど、本町の行政運営に影響が出ることが予想されております。こういったことも不利益の一つかと思っておりますので、そうならないようマイナンバーカードの交付率の引上げに努める取組が、今、町としてできることと考えております。そのためにも、マイナンバーカードの取得は個人の意思によるものとなっておりますが、ぜひとも町民皆さんに取得していただくようお願いする次第でありますので、今の取組を行っていることが行き過ぎた取得の宣伝とは考えておりませんので、ご理解を願います。

議員お尋ねの不利益というのは、町民の個人情報が出し、それにより影響が出た場合と仮定しますと、基本的な考えとしては、マイナンバーに関する役割は法律で定められており、特定個人情報は国の責任において管理処理されるものと認識しております。そういった事案が発生した際には、しっかりと対応、説明を求め、町民に説明あるいはお知らせするなど、町としての責任ある対応と考えておりますので、ご理解を願います。

6点目の保険証の廃止についてのお尋ねですが、政府のマイナンバーカード保険証一体化検討会では、令和6年秋の健康保険証廃止が円滑に進むよう取り組むとしつつ、全面的な廃止は、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組むとの方向を示しました。また、資格確認書は本人の申請に基づき交付するとしていましたが、本人の申請によらず保険者が交付する運用へと改め、有効期限についても最大1年間との従来方針を5年以内へと変更しております。

今後も政府において国民の不安を払拭する取組が確実に実施され、マイナ保険証を安心して取得できる環境づくりに努めていただきたいと考えておりますので、本町としては、それらの正確な情報提供に努めたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） それでは、答えやすいところから再質問したいと思っております。

私、行き過ぎたマイナンバーカード取得の宣伝はすべきでないということを言いました。国がマイナンバーカードの取得率と普通交付税をくっつけて、これ、あめとむちの政策ですよね。こういうやり方をしなければいけないということ自体が、やっぱりマイナンバーカードの問題点だというふうに私は思うのです。それは、でも町長と真っ向から意見が対立していますから、これは平行線になるのではないかと考えてあまりしつこくは言いません

んけれども、ただ、玄関に入ったら大きな宣伝が、私しばらく見ていましたけれども、誰も聞いていないですよ。ただ通過するだけで、あれはちょっと行き過ぎているのではないかと、やめたほうがいいのではないかと。あそこに立ってあの録画をずっと見ているという人は、ほとんどいないですよ。なのに、もう大音響であれを行っているというのは、ちょっとどうかなというふうに思います。

私、今回は、前回はそうでしたけれども、デジタル化についていろいろ意見はありますけれども、全て否定しているわけではありません。ただ、このマイナ保険証については、例えば福岡市の医師会のアンケート調査を見たら、約6割の医療機関からアンケートの回答があって、そのうち約83%が「読み取りがうまくできない」など「何らかのトラブルがあった」と回答したと。そして、会見した会長は「事務作業が楽になったというよりも煩雑さが増えた」という意見が半数以上に上ったと明らかにしているのです。この点ではどうなのですか、うちは。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

町立病院に関するご質問かと思われませんが、町立病院では一応読み取り機は設置しておりますが、現在のところ使用される件数が少ないということで、特に問題となっている案件はないと思っておりますし、事務の煩雑化につながっているという認識はございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 町長に伺いたいのですが、マイナンバーカードを進めないで普通交付税の不利益が生じると。これ、本当に交付税の趣旨を全然曲げた内容だなというふうに思うのです。どう思いますか、町長。意見を聞きたいです。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私もそのとおりで思っています。交付税は本来また別次元の基礎数値をベースにしながら算出されているものでありまして、これについては北海道町村会、全国町村会会長を通じて総務大臣に申入れをしています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） ですから、そういうことまでしてマイナンバーカードの取得を進めるということ自体が、このマイナンバーカード自体に疑問を持ってしかるべきでないかと思うのですが、そこは疑問ないのですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 新規の取組の中でいろんな問題が発生するのは当然だと思うのですが、やはりそこがもう少し、デジタル化の部分についても、アクセスの問題とかセキュリティの問題等を含めてまだ不完全な部分で走ってしまったのかなという懸念は持っています。ただ、それを今の時点でやはり見直せるものは見直しながら、現在の保険証も例えば同時進行で使いながら併用していくとか、いろんな解決策はこれからまだまだ出せるのではないかと、そんなふうに思っています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 資格確認書をちょっと心配しているのですけれども、聞きたいのですが、岸田首相は、現行保険証の来年秋の廃止、これについて必要なら時期の見直し、判断の先送りを示していますよね。さっき町長もちらっと言ったのですけれども、先送り、どのぐらいかといったら、5年ぐらい先送りするのではないかというような話も出ていますよね。報道によれば、岸田さんの支持率がこのマイナ保険証でぐんと下がってきたので、1年でなくて5年先送りすると。こういうことをするのだったら、マイナ保険証というのは必要ないのではないかというふうに私は思うのです。何か政治の道具にされているような気がしてたまらないのですね。どの世論調査を見ても、町長は見ていると思いますが、7割を超える国民が健康保険証廃止の延期・撤回、これについて求めているのです。資格確認書の期限を最長5年にして、プッシュ型で発行するのだったら、現行保険証を存続するべきではないかと、私そう思うのですが、これについてはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 一自治体の首長として、今、国がやっている方向について、その内容についてこれがこうすべきだとかというのは、私は今時点では言うべきではないと思いますが、ただ、多くの国民の皆さんが不安に思っている部分については、どんどん国に上げて改善して行って、国民がやはり使いやすいように変えていくべきだと、そんなふうには思っています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 強引にこれを推し進めている人が政府の中にいるので、今、町長の言ったことは分からなくはないのですけれども、ただ、この議会の中でマイナ保険証、厄介な代物だなという、こういう認識はある程度一致できるのではないかなというふうに思うのです。安心して医療を受けられるように現行保険証廃止に何らかの反対の意思表示をすとか、あるいは要望すとか、先ほど町村会も少し動いているような話を聞きましたけれども、ぜひ町民が医療を受ける際にまごまごしないで済むような今までどおりの紙の保険証、これを続けられるよう、ぜひ努力していただきたいと。これはまた答弁しづらい内容ですので、答弁は求めませんけれども、それをお願いしたいというふうに思います。それで、次の質問に移りたいと思います。

次の質問については、私もちょっと午前中、教育長と熱の籠もったやり取りをしたものですから、家に帰ってちょっと熱中症ぎみでおかしくなってしまったので、再質問しなくもいいような答弁をぜひお願いしたいなというふうに思って、3番目の質問をしたいと思っています。

学校の熱中症対策は万全かということについては、いろんな方が思っていることだと思います。

8月22日、ご承知のように、道内の小学校で体育の授業後、不幸にも熱中症で2年生が亡くなりました。決してあってはならないことが起きてしまいました。国を挙げて命に関わる暑さから身を守ろうと、何度も国でも訴えていたさなかの不幸な出来事でした。8月

25日、本町は35.1度Cで、観測史上最高気温を記録しました。これは平年差で11.9度も高い気温でした。この日の本町の気温は全道174観測地点の中で17位であり、1位の足寄より僅か1.3度C程度しか低くなかったと報告されています。登校時の見守りをしていると、この日、町を通る人の中で、女性の方が多かったのですが、「えっ、今日学校休みでないのですか」という問いかけを私にしている人が何人かいました。この日の朝に、この最高気温を記録したこの日の児童生徒に対する熱中症予防や学校としての対応はどうであったのか伺います。

環境省・文部科学省では、学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会を開催し、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成することにしましたが、本町では昨今の地球沸騰化とも言われる暑さ対策としての学校のガイドラインを作成しているでしょうか。

気温だけではなく、暑さ指数（WBGT）の測定はどのように行い、教職員への伝達体制はどのようになっていますか。例えば、気温が25度ぐらいでも湿度等のこのWBGTの数値で言えば、暑さ指数が警戒アラートを発するような状況にもなるよというふうに言われているので、そういう点は、この暑さ指数についてどういうふうに捉えていますか。

最後ですが、過去最高気温であった8月25日の暑さ指数の数値はどうであったのか伺います。この日は熱中症予防運動指数が上から2番目の「嚴重警戒」であったと思いますが、そのような認識で手だてを取ったのか伺います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1番、深見議員の学校の熱中症対策は万全かのお尋ねについてお答えいたします。

8月22日、伊達市の学校に通う小学2年生の女子児童がグラウンドでの体育の授業後に熱中症の疑いで亡くなるという、大変痛ましい事故が発生いたしました。ご冥福をお祈りいたします。

1点目の児童生徒に対する熱中症予防や学校としての対応はどうであったのかのお尋ねですが、8月24日に釧路・根室地方に熱中症警戒アラートの発令があり、標茶町においても暑さ指数が32との予報がありました。その間、道教委からの通知については、各校に速やかに周知し、対応を強化したところでございます。翌日8月25日金曜日は、最高気温35.1度を記録し、観測史上最高気温でありました。この日の町内小中学校の対応につきましては、午前授業の対応を取った学校は3校であります。5校時終了後に下校した学校が2校です。3校は通常授業でした。通常授業の学校につきましては、児童生徒の体調に十分気をつけながら、日陰の教室に移動して学習をする、扇風機を数台使用するなどの対応を取っております。全ての学校が体育の運動を中止し、運動領域を保健領域に変更した学校もございました。また、休み時間の運動についても中止しております。

児童生徒の熱中症予防については、水筒を持参した水分補給はもちろんのこと、補給用飲料の持参、Tシャツとハーフパンツでの登校、ぬらしたタオルを首に巻いたり、保冷剤

を活用したり、ハンディーフアンや冷却リングなどの冷却グッズの持込みも可能とした学校もありました。

2点目の学校のガイドラインを作成しているかとお尋ねですが、熱中症に関する危機管理マニュアルを作成し、教員間で共有しながら対応を進めております。

3点目の暑さ指数の特定はどのように行い、教職員への伝達体制はどのようになっているかとお尋ねですが、小型熱中症計を活用している学校もありますが、未設置の学校については、環境省熱中症予防情報サイトや気象庁の熱中症警戒アラートページで確認し、教職員間で共有しております。

4点目の8月25日の暑さ指数の数値はどうであったか、どのような認識で手だてを取ったかとお尋ねですが、8月25日の暑さ指数ですが、環境省熱中症予防情報サイトでは33.4、気象庁の熱中症警戒アラートページによる標茶町の数値は37.3でありました。なお、小型熱中症計を設置している学校では、11時の時点で指数32.0、14時の時点で37.3を記録したとの報告を受けております。

職員の伝達につきましては、必要に応じて職員集会を行い、学習活動場所の変更や体調不良者の確認等を行うとともに、管理職や養護教諭の見回りを強化しております。

このように、町内の学校において児童生徒の安全を最大限に確保した対応を行っておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 先ほど私、環境省や文科省で出しているガイドラインの中では、暑さ指数、発生する熱中症、それほど高くない気温、例えば25度から30度ぐらいの気温でも湿度が高い場合には発生することが特徴的だというふうにガイドラインには書かれていますよね。この暑さ指数というのは、どこからか連絡が来るのですか。それとも学校の中で測ることができるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

暑さ指数に関しては、先ほど教育長からもありましたけれども、小型熱中症計がある学校につきましては、そこで計測をする。そのほかにつきましては、環境省のホームページ、そういったところの情報を得て、運動の制限だとか、それから子供の安全、そういったものの対策をしております。

なお、校長会等で暑さ指数計の購入につきまして、先日お話がありましたので、町教委といたしましても、各校に暑さ指数を測る機器、そういったものの購入については検討しております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 機器の購入を検討しているかと次に質問しようと思ったら答えられましたので、それはよかったと思うのですが、さっき教育長が25日の気温に対する暑さ

指数が33.4とか37.3とかと答えられましたよね。これ、暑さ指数の最高をはるかに超えている計数ですよ。これ、いつ頃分かるものなのですか。登校時、例えば学校に行って暑さ指数が大変なので昼から帰しましたというけれども、帰された子供はどうするのかという話ですよ。この点の不安はないですか。これはどうでしょう。家庭のほうには暑さ指数を図る計器はあるわけもないわけだし、昼で帰しますよというのは、これは例えばLINEか何かで保護者に連絡はするのだと思うのですけれども、逆に私は、そういう措置を講じた場合に、家に帰った子供たちは一体安全なのかというような心配があるのですけれども、その辺はどうなのでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

実際は、8月22日に道教委のほうから、翌日の警戒アラート、それから熱中症に注意するような通知がございました。町教委といたしましては、早急に各学校に送付したところがございます。そういったところを鑑みまして、小学校につきましては、24、25日をあらかじめ午前授業ということで保護者にメールで周知しております。24日につきましては、各保護者が学校のほうにお迎えに来まして、学校からお子さんを引き渡す、そのような対応を取っております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今日の北海道新聞に伊達小学校の記事が出ていましたよね。あの事故以来、検討してエアコンをつけるというような記事が書いてありましたので、それはそれでよかったかなとは思いますが、でも、あの子は外での体育の授業の後に亡くなられたのですよね。これについては僕、見たのですけれども、これについての手だてというのかな、それはあまり書かれていなかったの、今、室長も答えられましたけれども、家庭との連絡を密にしながら、子供の犠牲が絶対あってはならないということで取組をぜひお願いしたいなということを言いまして、私、質問終わりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終了いたします。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、質問通告に従い、まずは、ふれあい交流センターふれあい浴室廃止に伴い入浴券の発行をについて質問いたします。

ふれあい交流センターのふれあい浴室が老朽化のため今年の10月で廃止されるが、廃止後の活用についてどのように考えていますか。

この浴室は、標茶町ふれあい交流センター管理運営規則では、健康増進を目的として行う業務の一つであると位置づけられています。その対象も70歳以上の町民及び障がいのある人等となっております。高齢者、障がい者福祉の重要な本町の施策であると思いますが、町長の所見をお聞きいたします。

11月からふれあい浴室がなくなることから、町民の皆さんの間でも不安の声が出ていま

す。入浴券など発行し、従来に近い形で民間の浴場を活用できるようにしてはどうか。

以上、質問いたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員のふれあい交流センターふれあい浴室廃止に伴い入浴券の発行をのぞきにお尋ねにお答えします。

ふれあい交流センターふれあい浴室につきましては、施設建設時から実施しており、施設建設後25年を経過したところであり、温泉施設の機械故障、配管の腐食、破裂等による交換などが発生している状況でございます。

1点目の廃止後の活用についてどのように考えているのかとお尋ねにつきましては、ふれあい交流センターは福祉避難所として指定されており、避難された方のうち、発熱、せきなどの症状を有する方、発症した方の専用スペースとして活用したいと考えております。

また、平常時においては、避難所開設時に使用するベッド等の資材の収納スペースや子育てサロンのスペースの拡張、ふれあいカフェの開催などの利用者ニーズに対応できる多目的スペースとして活用したいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目の高齢者、障がい者福祉の重要な本町の施策であると思うが、町長の所見を聞くとお尋ねにつきましては、ふれあい交流センターは、設置条例第3条第1項に規定する高齢者在宅福祉の推進に關すること及び同条第6号に規定する健康増進に係る各種事業の推進、情報提供に關することに定める健康増進を目的として実施するふれあい浴室につきましては、過去10年間の1日当たりの利用者数は10名前後、また、令和4年度の対象となる方は施設入所以外の70歳以上の方が1,938名、70歳未満の身体障害者手帳の交付を受けている方が114名、70歳未満の療育手帳の交付を受けている方が40名、70歳未満の精神保健福祉手帳の交付を受けている方が94名、計2,186名のうち、一度でもご利用になられた方は92名であります。利用率は4.2%と低い状況でございました。そのため、ふれあい浴室事業につきましては、一定程度の役割を終えたものと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3点目の入浴券など発行し、従来に近い形で民間の浴場を活用してはどうかのお尋ねにつきましては、ふれあい浴室廃止の激変緩和措置として、令和3年度以降に一度でもふれあい浴室を使用された方に対して、本年度に限りお一人につき温泉入浴券5枚の配付を考えており、個別に申請のご案内を差し上げる予定であります。次年度以降につきましては入浴券の配付は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、関係する予算案につきましては、補正予算案の中で提案させていただいておりますので、後ほどご審議いただきたいと存じます。

先ほどふれあい交流センターの条例の箇所規定する条例の表現に誤りがありました。設置条例の第3条第1号に規定するというところで、条項の訂正をさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 1つ目の、10月で廃止されますけれども、この施設の利用について福祉避難所、それから多目的な施設として今後活用していくという具合にお答えいただきましたけれども、以前からこの浴室については機械の故障とか温度が低いとかという利用されている方々の声が出されていて、そのことについて質問もした経過がありますけれども、この浴室、老朽化のためということですが、何とか利用できるようなにはもうならないという決断をされているのですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

こちらの施設につきましては、全員協議会の際にもお話をさせていただいておりますけれども、施設本体、壁の部分ですとか、窓枠のサッシ等、温泉の水蒸気等が影響しているというふうに思われまして、かなり補修が必要な状況というふうになっております。また、現状の浴室を改修して改めて浴室として活用する場合ですと、ちょっと古いデータで恐縮なのですけれども、平成30年度に試算をしておりますが、その当時の試算で約9,000万円近くの費用がかかるというようなことになっておりますので、今日的には修理費用につきましても、さらに高額になっているというような状況でございます。そのような部分もございまして廃止をさせていただきたいというようなことをご提案させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） もっと大きな数字が出るのかなと思ったのですけれども、9,000万円ぐらいで今までの浴室を利用できるようなことになるのですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

あくまで平成30年度の試算でございますので、現状で言うと資材も高騰しておりますし、経費等も上がっているのかなというふうには考えておりますので、この金額では当然いかなないのかなというふうには思っております。ちょっと具体的に今、幾らというような明確なものは持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） こういう大浴場老朽化云々、全国的に見ますと、いろんなこういう場所を利用して、こういう温泉施設を利用して、様々な障がいを持たれた方のリハビリもできる、浴場といいますか、プールといいますか、そういうものに改修して、非常に利用されている方に喜ばれているというような事例もお聞きしたことがありますけれども、そういう方向性はまず考えてはいないということですね。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

担当課長から先ほど金額の話があったのですけれども、最初の説明の中にもあったのですけれども、改修費用もさることながらという部分で、あの位置で温泉施設を改修すると、

やはり継続して建物本体への影響がかなり出てくる。建物本体もご案内のように改修時期を迎えてきているという中で、今のまま改修をして風呂を存続するということが将来的な施設の利活用に影響が大きいというところもあって、議員のご指摘のような方向性で活用できれば、それも1つなのかということも重々承知しておりますけれども、選択の中で廃止の方針を決定したというところでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 次に、先ほど2つ目の質問でふれあい交流センターの管理運営云々の中で数字的に意外な数字だったなと思うのですが、これ、70歳以上の方とかいろいろ紹介されましたけれども、この全体の中で利用された方が4.2%、人口比で言えば、そのぐらいだったということなのですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えを申し上げたいと思っております。

先ほど町長の答弁の中にございしましたが、こちらのふれあい入浴室の利用の対象になる方、全体で2,186名いらっしゃいます。その中で、令和4年度に一度でもご利用になられた方は92名、率にして4.2%というようなことになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） この92名の4.2%というのは、これは何かこういう人しか利用できなかったという原因みたいなものは追及されたというか、何かありますか。不便だとか、そこに利用する介護の必要な人もいるわけですが、そういう利用するのになかなか利用者が不都合な部分というのはなかったのですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

この利用の部分については、私ども特段大きなお話はいただいているのかなというふうに思います。

ご質問のありました介護の必要のある方等につきましては、機械浴室、あとは家庭浴室等ございますので、そちらのほうをご利用いただいている状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） これは令和4年度に限っての数字だと思うのですが、私も先日この利用券みたいな、利用券というか、入浴、黄色いカードというか、それですよ。それで、70歳以上の健康な方も思った以上に利用していないというのが現実ですよ、この数字見たら。このこと云々ということも、ちょっと質問しかねますのでやめますけれども、そういう経過を隔てて、11月からふれあい浴室がなくなるということで、町民の間でも非常に不安の声が出ていますということで質問したのですが、この2番目の答えでこの利用された人数がこれだけだったということで、ちょっともう少しちゃんと実情をお聞きして質問をすればよかったかなと思うのですが、そういう意味でも、ここの

ふれあい交流センターでの入浴等ができなくなったということから、町民の福祉を後退させないために、私は入浴券などを発行して従来に近い形で町民の皆さんがその券を活用できるような、民間の浴場で活用できるような方法は取れないのかということで質問したわけなのですけれども、その辺はいかがですが。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

先ほどの町長の答弁の繰り返しにもなるかと思いますが、入浴券の部分につきましては、本年度に限りまして令和3年度以降に一度でも入浴された方に対しまして、5枚の配付をいたしたいというふうに考えているところでございます。これにつきましては、本年度限りの措置というふうに考えておりまして、次年度以降につきましては、入浴券の配付等は考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 一回でも利用した人でないと入浴券が配付されないということだと思うのですけれども、例えば私たちのように70歳になった人たちが、そういう黄色いカードを送っていただいたけれども、利用していないわけですよね。そういう人はもう対象にならないということなのですか。随時送られてくると思うのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

ただいまのご質問の部分ですけれども、入浴券の配付につきましては、令和4年度、年度途中での廃止というようなことになりますので、令和4年度に限りまして過去にご利用になられた方に対して配付をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。議員ご質問のありました部分で言うと、ご利用になられていない方にはご案内を差し上げるということは現状考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

すみません。失礼いたしました。令和、私、4年度と申しましたけれども、令和5年度の誤りです。令和5年度途中で廃止になるということですので、その激変緩和ということで入浴券を配付させていただきたいというふうに思っております。先ほどの令和4年度という部分は令和5年度に訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 非常にちょっと矛盾を感じるのですけれども、だって随時今でも誕生日が来た人にはそのカードを送っているではないですか。使えないものを送っている。それと併せて、条例までつくられている交流センターの施設でのあれだったのですけれども、こういう環境は、やっぱりある意味、民間の風呂屋さんを利用してでも、こういう福祉的なそういう入浴とかなんとかというのはやっぱり継続できないのか、これ検討すべきではないかと思うのですけれども、無駄にパスを発行しているのと、それからこういう条例がありながら、やっぱり少しでもそういう立場にある福祉に関わるような人たちの入浴

というのは進めるべきではないかという具合に思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答え申し上げます。

現状、敬老パスをお送りさせていただいている方につきましては入浴できますというような記載はさせていただいております。廃止が10月末を予定しておりますので、その間はご利用いただけるというふうに考えておりますし、ご案内の際に入浴は10月末までとなっておりますというように記載をさせていただいているというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） ちょっと私もそこら辺はちゃんと確認できていないので、質問は続けられないかなと思います。

（何事か言う声あり）

○10番（渡邊定之君） いいですか。

○議長（菊地誠道君） 続けてください。

○10番（渡邊定之君） このふれあい交流センターの浴室の問題については、ここで質問を終わりたいと思います。

次に、学校、病院……

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

すみません。先ほどの敬老パスの部分ですけれども、敬老パスにつきましては、ふれあい入浴のほかに町営バスの利用もできることになっております。町営バスの利用につきましては、従前どおりご利用いただけますので、あくまでふれあい入浴が10月いっぱい終了ということですが、パスについては従前どおりご利用いただけますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 分かりました。

それでは次に、2つ目に移ります。

2つ目、学校、病院、高齢者などの熱中症対策についてお伺いいたします。

気候変動による影響が身近な問題として迫ってきています。本町においても観測史上最高の気温を計測、学校、病院、老人施設での熱中症などによる対策はどのように行っているのか伺います。

今後、地球規模での温暖化が進み、今年のような気候が当たり前になるとも報道されていますが、公共施設等における対策はどのように考えているのか、具体的な構想があれば伺います。

町民からの訴えとして、学校の教室、病院、患者の病室にクーラーの設置ができないのか伺います。

また、独り暮らしをしている高齢者の健康調査などはどのようにしているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の学校、病院、高齢者などの熱中症対策についてのお尋ねにお答えいたします。

報道にもありますように、今年の夏は戦後最も暑かったところであり、本町でも8月25日には観測史上最高となる35.1度と、初の猛暑日を記録いたしました。議員ご指摘のとおり、近年、全国的な気温の上昇など、気候変動の影響が本町にも起きているものと認識しているところであります。

1点目の病院、老人施設での熱中症対策についてですが、やすらぎ園の利用者に対する熱中症対策につきましては、基本的には各居室に家庭用の扇風機を1台ずつ配置するとともに、食事やリハビリ体操、娯楽などでの利用で日常過ごされる娯楽室、機能回復訓練室及び各棟の廊下には業務用の大型扇風機を6台配備し、風通しを確保するなど、暑さ対策を講じているところであります。

また、水分の補給につきましては、利用者の皆さんに喜ばれるよう、スポーツドリンクをゼリー状に固めたものやアイス、かき氷などを通常よりも多めに提供することで効果的に水分を摂取できるよう努めております。

毎日の検温、食事の状態、定期的な居室巡回など、体調チェックを行いながら、健康管理に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、町立病院では各部屋に扇風機を設置し、場合によっては1人1台設置する対応を行っております。また、自力での動作が難しい患者に対しましては、冷却枕などで体を冷やすなど、看護する中で体調の変化がないか気かけながら接しておりますので、ご理解を願います。

2点目の今後の公共施設における熱中症対策についてですが、令和3年4月に環境省では「熱中症予防対策ガイドランス」を策定し、施設などハード面や熱中症などが起こる仕組みを周知するなどのソフト面などからの施策展開を示しております。ハード面ではやはりエアコンや冷房が有効とされており、本町においても新規の施設は当初からエアコンなどの冷房対策を検討するよう、また、既存施設は現状を把握するとともに、次年度に向けて調査研究をするよう指示したところでありますので、ご理解を願います。

3点目の患者の病室にクーラーを設置できないか伺うのご質問ですが、個室においては平成24年に設置したところですが、ここ数年の気温の上昇に伴い、病室における室温の管理が難しくなっていることから、令和5年度からその他の病室についても順次整備を進める予定であり、今年度は6病室にエアコンを設置することとしておりますので、ご理解を願います。

4点目の独り暮らしをしている高齢者の健康調査はどのようにしているか伺うのお尋ねにつきましては、特段健康調査などは行っておりませんが、熱中症予防につきましては、地域包括支援センターにおいて開催している地域包括ケア会議で健康推進係、保健師から会議に参加している町内介護事業所及び居宅介護支援事業所に対し説明を行い、あわせて

町立病院医師からも注意点等について指導をいただいているところであります。

包括ケア会議の中で毎年熱中症対策について確認することで、独り暮らしの高齢者に限らず、高齢医者支援に係る担当者が様々な場面で熱中症予防のため、声かけ、健康状態の確認を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

学校における熱中症対策であります。先ほどの深見議員への答弁と重複するところがございますが、学校においては体育授業や休み時間の運動を中止し、日陰での学習場所を提供するなどの対応を行っております。扇風機の使用はもちろんのこと、必要に応じて保健室の保冷剤の使用や、スポーツドリンクを含めた補給用飲料や冷却グッズの持参を可能としております。服装も制服ではなく、Tシャツとハーフパンツでの登校を推奨しております。また、学校の判断による午前授業や下校時刻の繰上げの対応を行い、保護者へは速やかにメール等でお迎えの連絡等を行っております。

ふだんから環境省や気象庁のホームページを確認しながら、教職員で情報を共有するとともに、運動の制限や児童生徒の健康管理に注力し、児童生徒の安全を最大限に確保する対応を行っております。

次に、学校の教室にクーラーの設置ができないかのお尋ねですが、これまで学校においては一番暑いと思われる時期が夏季休業時期に重なるという認識から、クーラー、いわゆるエアコンの設置の優先度は低い状況ではありましたが、今回のように夏季休業前や後においても真夏日を記録する日数が増えていることや、気候変動により来夏以降も同様な状況が想定されるなど、子供たちが学習する環境として好ましくないこともあり、安全で健康な学習環境確保のための対応策を総合的に検討することが必要と感じています。

なお、エアコンを既存校舎に設置する場合、費用面や電圧の切替え工事が必要となること、設置後は電気代が長期的にかかるなど、課題も多いことから、費用面やエアコン以外の暑さ解消方策などを含め、調査研究を進めることとしておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 最初の熱中症などによる対策はというところで、先ほど深見議員とのやり取りで僕が聞き落としたのかもしれないのですけれども、計測器というのがあるので、これはそれぞれ学校とかそういうところでは何台ぐらいといいますか、担任の先生が持っているとか、そういう対策とかというのは取られているのですか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

小型熱中症計を常備している学校は、職員室に置いてあります。そのほかにつきましては、先ほどお話ししたのですけれども、熱中症計というものはございません。ただ、環境省のホームページを確認すると1時間ごとに確認することができまして、例えば25日、10

時の段階での暑さ指数は28.3、11時の段階では32ということで、運動はもうできないという状況にはなっております。ですので、12時33.4、13時35.7ということで、各学校につきましては、この数字を見ながら対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 職員室に1台ということは、これで妥当だと思いですか。やっぱりもう少しこの計測器を増やす必要性などは感じませんか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） 先般の校長会議でもその話題にはなりまして、各校でも要請がありますので、町教委といたしましては購入するような形で検討するということでお答えしております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） あと、僕は具体的にクーラーと言って質問したのですが、何か具体的にクーラーの設置を予定しているというお答えではなかったのですが、クーラー以外の熱中症対策というのは、僕は一番効果的ではないかと思うのですが、病院のほうでは令和5年から6病室の具体的な計画があるという具合にお答えいただきましたけれども、学校では、あくまでも扇風機とかで暑さ対策を続けるのですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先ほど教育長の答弁の中で、暑さ対策として、やはり有効な手段としてはエアコンということが考えられます。ただ、答弁の中でも申し上げさせていただきましたけれども、全ての学校、全ての教室、全てとは言わなくても普通教室、特別支援教室、職員室等々、主要な教室に全てエアコンを設置しようとした場合に、費用面の問題が最大のネックになるのかなというところでございます。

ただ、その辺も含めて、例えば教室でも狭い部屋であれば、家庭用のようなエアコンで済む場合もあるかと思えますし、普通教室であると、そういうものでは対応できませんので、大型のエアコンの設置を考えなければならない等々含めて、しっかりと費用面も含めた試算を含め、それからエアコン以外の対応策としてどういうことができるかということも検討すべきということで、実は夏季休業期間の変更というのか、前後を延ばすのか、それとも期間をずらすのかも含めて、そういうところで対応もできないかということも考えております。それについては、夏休みを延ばすと冬休みを短くしなければならないとか、そういう影響も出ますので、その辺も含めてどういう対応が取れるかという全体的な中で、今、検討を進めておりますので、エアコンを設置しないということではございません。そこも含めて検討させていただきたいというご答弁であります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 本当に命に関わる問題として先ほどから具体的な亡くなられた子供さんの話なんかも出ていますので、本当にこの熱中症の問題は命に関わる問題だという

ことと、地球が気候変動によってそういうことを真剣にやっぱり対応しなかったら、子供たちとか高齢者、そういう人たちの命、健康が守れない、そういう時代になってきたのかなという具合に思います。そういう意味では、関係する方の皆さんもやっぱりそういうことに気を本当に遣っていただいて対応していただきたいという具合に思います。

以上、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） それでは早速、通告に従って質問させていただきます。

まず1つ目は、学校給食の牛乳の飲用状況はということについて質問させていただきます。

学校給食における牛乳の利用は、長年にわたって続けられてきております。牛乳は栄養価が高く、カルシウムやたんぱく質など重要な栄養素を含んでいるため、成長期の子供たちにとって重要な飲物であると理解はしております。また、しべちゃ牛乳が製造された段階で、この消費拡大の観点から経費の半分は標茶町農協が助成していることも承知はしております。

最近、児童生徒の保護者から、給食時の牛乳を飲まない子供が多いという話を聞くことがありました。アレルギーなどの個別の事情や制約を除いて、飲まれている状況はどのようになっているかお伺いいたします。

また、個別の事情、制約のある場合の代替の飲物は提供されているか、提供されていればどのようなものがあるかお伺いいたします。

牛乳を飲んで栄養的に充足されているものであると理解はしておりますが、牛乳が飲まれていないという現在の状況に対して、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 9番、松下議員の学校給食の牛乳の飲用状況はとのお尋ねにお答えいたします。

学校給食は、学校給食法により「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」、また、同法において「学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。」とも定められており、標茶町においても、学校給食共同調理場を設置し、適切な学校給食の提供を行っているところであります。学校給食法施行規則においては「完全給食とは、給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずである給食をいう。」と規定されており、このことから牛乳の提供も行っております。

初めに、学校給食における子供たちの牛乳の飲用状況はとのお尋ねですが、各学校において差異がありますが、おおむね飲まれている状況であります。多いところで5パック程度の飲み残しがあると報告を受けております。

次に、2点目の個別の事情、制約のある場合の代替の飲物は提供されているかとお尋ねですが、アレルギーによる乳飲料に制約のある児童生徒のみ、代替として麦茶の提供を

しております。

3点目の牛乳を飲んで栄養的に充足されるものと理解するが、現在の状況に対しての教育長の所見を伺うとのお尋ねですが、牛乳は、体内へのカルシウムの吸収率が高い特徴があり、成長期に必要なカルシウムを摂取するためのものでありますので、引き続き給食指導の場面等において、なぜ学校給食に毎日牛乳が出るのか、将来にわたって丈夫な骨を保つためにも毎日しっかり牛乳を飲むという大切さを理解してもらえよう、指導していきたいと考えております。

また、飲み残し等で栄養的不足とならないよう、飲む牛乳だけではなく、副食に牛乳やスキムミルクなどカルシウムを補う食材を加えることもしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） おおむね飲まれていると。その中でもやっぱりアレルギー等で飲まれていない子供に対しては麦茶が代替として提供されているということなのですからけれども、アレルギー以外の中で飲まないという子の飲まない理由というものは確認されて聞いておるかどうか、そこら辺を聞いておきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

全ての児童生徒からの聴取まではしておりませんので、全ての把握はできておりませんが、やはり牛乳が苦手、好き嫌いという、そういうところでの飲み残しというところがあるかと感じております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） 今、そこで牛乳が苦手と。アレルギーと分かっている子には麦茶の提供ということになっているのですけれども、今後、個々の子供のニーズに、これ、教育委員会として応えられるかどうか現場として非常に疑問なところも分かるのですけれども、やはり個々の子供のニーズに応じた、例えば豆乳だとかアーモンドミルクだとか、そのように牛乳が嫌いだから飲めない、飲まないという子供に対しては別なものを、数がもし多ければ、これは無理かもしれないのですけれども、個々の子供のニーズに合わせた対応策というものが今後検討されるべきではないのかなというふうには思うのですけれども、そこら辺はどのように考えますか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

例えば嫌いで飲まないとかそういう子のために、ではカルシウム源とかになる別なものとかという対応というご質問だと思うのですが、この間調べた中で、標茶町の児童生徒の飲み残しの率というのは、とても低いと思います。本当に多いところで5パックという、5人程度なのか、合わせて5パックという状況でございますので、その部分に対して個別の別な食材といいますか、メニューをそこだけに対応できるかという、現実的には厳し

と思いますし、そういう対応もできない状況でありますので、先ほど教育長が答弁したように、飲み残し等も考えられるところもありますので、副食の中でそういうところを補うような工夫もしておりますので、そういう中で対応していきたいということで、個別のニーズ等々について全てを対応するということは不可能だと感じております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） 全てを学校給食の中で対応するというのは当然不可能なことであって、日常の食生活の中で十分そこらについての不足するものは家庭の中で対応するというのも、これは人間が生きていく上でやっぱり大切なことであると私も思っております。反論すれば、5パック程度ですから、5パックくらいだったら何かほかのものに替えることも可能ではないのかなという気はしますけれども、できないということであれば、児童生徒というものは毎年入れ替わってくるわけです。やっぱり小さいときから少しでも牛乳が飲めるような子に育てていくというのも、また、これもまた1つ家庭の役割かなとは思っておりますので、そこら辺ではそういうところで全員が牛乳を飲めるような学校になることを期待していきたいなど、そういうように思っております。

次の質問に移ります。

最初に、ちょっとタイトルの訂正だけお願いいたします。猛暑日における、この印刷物には園児と書いておりますけれども、園児は削除をお願いいたします。

同僚議員2人から関連する質問が出されております。その答弁を聞いて、私もこの質問を取り下げようかなとは考えていたのですけれども、新聞報道によりますと、近隣町村で昨日から始まった定例議会で3名の方が同じようなテーマで質問されているということに対して、それに対して全て答弁されているということで、意を大きくいたしまして、私からも質問させていただきます。

猛暑日における小中学生の安全確保はと。

今年、北海道は、この原稿を書いた時点で41日連続の真夏日を記録いたしました。特に2学期が始まってからも暑い日が続き、本町でも8月25日には観測史上最高の35.1度を記録いたしました。また、道内でも、授業後に児童が熱中症で亡くなるという、起きてはならない大変痛ましい事例がございました。このことを受け道教委から指示があったと思うが、本町はどのような対応策を取ったのか伺います。

近年、温暖化により気温の高い日が増加してきていますが、今後も予断を許さない状況が続くと思われま。道東地方、特に根釧地方はエアコンの必要がない地域と長年言われてきておりましたが、近年、一般家庭においてもエアコンの設置が急速に増えてきておりますし、そういう中で、あくまでも児童生徒の安全かつ健康的な学習環境を確保するためにエアコンの設置を検討すべき時期に来ているのではないのかなと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 9番、松下議員の猛暑日における小中学生の安全確保はとのお尋ねについてお答えします。

1点目の本町ではどのような対応策を取ったのかですが、さきの深見議員、渡邊議員の一般質問答弁と重なるところがございりますが、2学期が始まり、道教委から熱中症予防に関する通知が発出され、教育委員会からも町内の学校に周知しております。

学校の対応ですが、ふだんから環境省のホームページで暑さ指数を確認し、教職員と情報及び児童生徒への指導を共有しております。特に24日は、釧路・根室地方に熱中症警戒アラートが発令され、標茶町において暑さ指数が32との予測があったことに伴い、外での活動や運動、部活動を中止、学校行事の延期等の対応を行っております。

室内では、窓の近くでの学習を避け、扇風機の使用はもちろんのこと、必要に応じて保健室の保冷剤を使用したり、スポーツドリンクを含めた補給用飲料、冷却グッズを持参したりしています。服装も制服ではなく、Tシャツとハーフパンツでの登校を推奨しております。25日は、午前授業や下校時刻の繰上げの対応を行った学校は5校、通常授業を行った学校は3校です。児童生徒の健康管理に注力し、児童生徒の安全を最大限に確保する対応を行っております。

次に、2点目のエアコンの設置を検討すべきと考えるが、教育長の所見を伺うとお尋ねですが、渡邊議員の質問でも答弁したとおりではありますが、エアコンについては設置に要する費用面や設置後のランニングコストの課題も多いこともあり、設置するとした場合の優先すべき教室の選定やエアコン以外における暑さ解消方策も含め、総合的に検討、調査研究を進めることとしておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） 児童生徒に対する対応ということでは、道教委の指示からで、水分補給のための回数を増やす、水筒の持参、あとクールグッズの持参だとか、そういうことは当然行われているということは、先ほど同僚議員からの質問に対する答弁でも私も聞いて理解いたしました。

ただ、やはり教育環境という観点から、あの蒸し暑い、何もなければ三十四、五度の教室の中で、先生も児童生徒もまともな授業ができるのかといたら、私は本当に疑問に思うわけなのです。ですから、いわゆる教室内の授業する場所の冷房環境というか、それは私はもうそろそろ検討する時期に来ているのではないのかなというふうに思うわけなのですけれども、あくまでもこれは公共施設全部に設置しろなんていうことは到底ちょっと難しいことですから、やはり昨日の隣町の議会でも答弁がありましたけれども、やはり優先順位というものが必要になってくると思いますので、ぜひともそこら辺は十分な検討をお願いしたいなというふうに思います。

あと、ある町民から、学校が短縮授業のとき当然メール等で父母に連絡が行くと思うのですけれども、その中で、迎えに来られる父母、また、スクールバスで帰る児童生徒、ただ、学童保育に真っすぐ行くような子供たちだとか来られないところは、あの炎天下の中のような状況で帰宅させたのか。これが、そのときの対応はどうだったのかということが、ちょっと疑問に感じたわけなのです。

それと、あくまでも、重複する質問が多いですから、あまり再質問もしたくないので、もう一点だけ。先ほど管理課長が答弁されてしまったのですけれども、私もちょっと管理課長とこの質問についての意見交換したときに、夏季休暇の日程を変更するのも一つの、今の日本の北海道の気象状況を考えたときには、北海道も府県並みの夏季休暇の変更もそろそろ検討する時期にあるのではないのかな。今、私らが質問しているのは、あくまでも夏休み前のことはほぼないのですよ。今、今年特に夏休み以降、本当はお盆が過ぎたら一気に気温が下がるのですけれども、それがたまたま今年は夏休みが終わって2学期が始まって最高気温になってしまったということで、ちょっとこれが今までない現象ですから、今後このことが続くようであれば、そういうことも検討が必要ではないのかな。また、それによって例えば冬休みが、ちょっとこれ、関係ないことになってしまったかな。冬休みが短縮されることによって、その後の進路の手続とかで、そういうところからも関連するので、夏休みの日にちの変更ということもこれから検討することが必要ではないのかなということも併せて再度お伺いします。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） 先ほどの学童の件になりますけれども、まず午前授業にして、先ほど説明しましたけれども、保護者には必ず児童を引き渡すということで、炎天下の中、午前授業だからといって歩いて帰るだとか、そういう対応はしておりません。学童につきましては、学童の中でもエアコンを設置している学童もあるということはお聞きしておりますので、そういった対応ということでご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 2点ほど。

エアコンの関係ですが、議員のお尋ねのとおり、エアコンの設置というのは、やはり熱中症の関係等々では、対策としては一番の有効手段だと言われておりますし、そう思われま。今年のように窓を開けて扇風機をかけて空気を循環したとしても、外の気温のほうが暑いという状況で熱い空気しか入ってこないという状況も、各学校からも当然そういう話も伺っておりますし、各家庭でもそういう状況だったと思われま。また、湿度も高かったという状況で、25日の暑さ指数というのは、そういうところも関係して高い数字が出てきているという状況もありますので、エアコンというのはやはり湿度の部分でも対応策としては有効な手段になりますので、そういうところで優先すべきな、学校の設置が優先すべきなのかどうかも含めて、そこについては町全体として検討すべきかなというところもございま。

先ほど答弁したように、やはり全ての教室、全ての学校となったときに費用面のところ、雑駁に概算で計算すると1つの学校で5,000万円ぐらいの工事費がかかるのではないかと。というような数字も出ております。学校の施設規模、それから構造によっても当然変わってきますので一概には計算ができないのですが、数億円の費用が見込まれるというところもありますので、エアコンを設置するとしたら、先ほど答えたように、優先すべき教室、あとのどの部屋にするか、そこも含めてできるところから対応すべきかなというところを考え

ております。

それから、夏季休業の変更の部分でございますが、先般の校長会の中でもそのお話が出まして、そういうところも今後考えていかなければならないだろうというところで、エアコンの設置も含めて、逆に、そういうところで対応できるのではないかとという校長のご意見もありましたので、そこも含めて標茶の今後の夏も考えて、どういうところがいいのか、夏季休業期間の変更というのは、それぞれうちで学校管理規則等も定めておりますので、その中では夏休み期間、冬休みの期間というのは規定しておりますので、その変更も当然必要になってきますが、現場とそこは今後相談させていただきながら、やはりやるべきだとなれば、そういうところを検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） 今、答弁いただいて、十分理解いたしました。

ただ、学校におけるエアコンの普及率というのは、全国的に見れば90%を超えていると。北海道だけ見れば20%弱ですよ。そういうことでは、今後、道自体でエアコンに関して、各学校にエアコンの寄附とかということで国にいろんな関係で働きかけていって、北海道でも学校にエアコンを設置すべきだというような方向になっていけば、これはまたいい傾向かなと思っておりますので、そこら辺のことは十分注視して見ていただきたいと思いますということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終了いたします。

長尾君。

○8番（長尾式宮君）（発言席） 2点質問いたします。

1点目は、町内プール施設の今後の方向性を打ち出すべきではないかということで、質問いたします。

町内には、町営プール施設が点在しております。常盤町にある町営プールに至っては、約46年が経過し、老朽化が著しい状況であるというふうに聞いております。また、そのほかのプール施設も、同じような状況だというふうに聞いております。

以前から各地域でプール施設の今後の在り方について話し合っておりますが、現在どのような内容が検討されているのか伺います。

一意見として、「地域の合意が得られれば、市街地に統合して誰もが使いやすい複合施設にしてはどうか」との意見も聞いております。

地域住民の意向が最優先であることは変わりませんが、それぞれの施設が更新時期を迎えるに当たって、町として方針を打ち出す時期に来ているのではないかと思います。

そこで、町の方針を改めて伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 8番、長尾議員の町内プール施設の今後の方向性を打ち出すべきではについてのお尋ねにお答えいたします。

プール施設についてのご質問については令和3年第1回定例会においても一般質問があ

りましたが、町内のプール施設は、標茶水泳プールが昭和52年開設で46年経過、磯分内水泳プール、虹別水泳プールが昭和59年開設で39年経過、茶安別交流館が平成11年開設で24年経過しており、議員ご指摘のとおり、特に標茶、磯分内、虹別水泳プールは老朽化が進み、毎年施設の修繕も必要な状況であり、施設の更新時期を迎えている状況にあります。

プール施設の今後の在り方についての検討につきましては、平成30年度から社会教育委員の会で、体育施設の有効的な活用方法について検討していく必要があるとして、体育施設使用料の見直しを含め、協議を重ね、令和2年11月に見直しに係る建議書としてご提起をいただきました。その中にプール施設に関する事項もあり、内容といたしましては、特に老朽化が著しい標茶水泳プール、磯分内水泳プール、虹別水泳プールについては、施設建築後約40年が経過していることから、施設の建て替えを検討する時期ではないか、2、プールの利用者は年々減少しているため、今後の利用状況や施設の維持管理経費等を踏まえ、施設の統廃合も含め検討が必要ではないか、3、施設の統廃合に当たっては、町内に設備の整った核となるプールを設備することが必要ではないかという内容でありました。

教育委員会といたしましても、体育施設の中でも特にプール施設は老朽化が進んでおり、計画的に整備する必要があると認識しております。ただ、全ての施設を整備するには、多額の費用を要することが想定されます。また、施設の利用状況等も考慮すると、まずは標茶水泳プールを整備し、その後、他の施設については、地域のご理解をいただきながら統合せざるを得ないと考えております。施設の更新時期については、現時点での計画等はございませんが、施設更新に必要な費用や財源についての調査検討は行ってまいりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） ただいま教育長のほうからも、老朽化著しい中、施設の更新の時期を迎えていると、まずは町内のプールを改修した後に、その後ほかの地域のプールの存続について地域の方の理解を得ながら考えていきたいというふうにお答えをいただいております。ここで、私、聞きたいことは一応聞けたのかなというふうに、方向性としてはもうこれで今の時点では十分でないかなというふうに思っております。これから必要になってくるのは、例えば具体的にプールを建設するに当たり、どのくらいの費用がかかるのか、そういったこともこれから検討していかなくてはいけない、そういう段階に来ているのではないかなというふうに思っております。

そういった中において、私、よその町のスポーツ関係の人たちとお会いする機会が多いのですけれども、標茶町さんってすごくスポーツ振興に対して積極的な町だよねとよく言われます。娘が陸上をやっていたのもあって陸上大会に応援に行ったり、あるいは野球を見に行ったりとか、ほかのスポーツされている方の話も聞いたりもするのですけれども、とにかくやっぱり標茶のスポーツ振興というのは、どこの町村の方にも実は褒めていただいております。そういった意味で非常に誇らしい反面、今日の議会始まりにも、全国大会に行った選手たちのお話が出ておりましたけれども、非常に標茶というのはスポーツ振興

に力を入れてもらっているという意味では、私もスポーツをやっておりますので、非常にありがたいというふうに思っております。

そういった中において、今回、プールというのは、実は施設として一番お金がかかるのではないかなという意味で、正直言えば、いろんな施設がありますけれども、標茶にも球場であったり、道場であったり、プールもありますけれども、そのほかにトレーニングセンター、複合的に利用できるそういった施設もありますけれども、非常に建築費というのは今高くなっているのと、あとはランニングコストですよね。そういった部分でいくと、これはちょっと話がそれてしまうのですけれども、ランニングコストを抑えたような施設というものを今後ちょっと検討していただきたいと思うのです。今、それこそプールの話になりますけれども、環境対策の話でいくとSDGsなんかでも太陽光の話がよく出るかと思うのですけれども、そういったものを積極的に活用して、いわゆる自然、環境に対する負荷の低い、そういった施設が今後望まれていくのではないかなというふうに感じております。

あと、町内プール施設が点在する中で、やはり地域の方々にしてみれば残してほしいという意見は根強くあるかと思えます。ただ、そういった方々が、今後、統廃合するに当たって不便のないような形でやっていただければと思います。

そういった中で、最初に教育長からも質問の1発目でもう答弁いただいているとおりはあるのですけれども、改めて地域の方々から残してほしいとか、そういった意見が実際あるかないかだけちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） 今、議員おっしゃられたように、老朽化はプールだけに限らず、トレセン等、関連施設も本当にいろいろ老朽化は進んでおります。これはプール1つだけではなくて、いろいろ総合的に考えていかなければならない問題だというふうに改めて捉えております。

プールに関しては、先ほど答弁しましたとおり社会教育委員の会議の中でも聞かせられたことですし、教育委員会にいらっしゃる方の中でもプールという話はお聞きしておりますので、町民のやっぱり期待も大きいのかなというふうに捉えているところであります。

それと、やはり費用が相当かかり、ランニングコストもかかるものでありますので、どういった形がいいのか、これから検討してまいりたいというふうに思っております。ご理解賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 次の質問に参ります。

次の質問は、地元企業の積極的な投資の推進・企業誘致に戦略的な施策をとということですが、簡単に言うと地域振興の話になります。

現在、標茶町の人口は7,000人を割り込むまで時間の問題となっております。町の産業が酪農業を中心とした一次産業であることは変わりませんが、人口が減ることにより町内

経済が先細りしてしまう、そういった状況でもあります。言い換えれば、人口減少によって経済の流動性あるいは物流の停滞を招いてしまっている状態でもあります。非常に残念ですが、近々撤退する企業もあるというふう聞いております。

「安心・安全なまちづくり」という言葉をよく聞きますけれども、我々にとっても大きなスローガンだと思っておりますが、その根底には経済的に「豊かなまちづくり」があってしかるべきだと私は考えております。

そこで、今まで町として地元の経済の推進、地域振興とも言い換えられますけれども、どのような方策で当たっていたのか、臨んでいたのか伺います。また、人口減少を食い止めるためには今まで以上に企業誘致も必要と考えておりますが、所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員の地元企業の積極的な投資の推進・企業誘致に戦略的な施策をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の今まで町として地元経済の推進にどのような方策で当たっていたかのご質問ですが、町内の中小企業の金融の円滑化を図る目的として、町内金融機関に原資を預託し、運転資金、設備資金、借換え等資金として中小企業振興融資制度を運用し、保証料の全額補助を行っております。また、商業もしくはサービス業に該当する事業で、新たに創業を目指す方や既存事業の規模拡大をする方に対しまして、GOGOチャレンジショップ支援事業、今年度からは町内の特産品の魅力・認知度、商品の高付加価値化の向上を図る目的に特産品開発支援事業を始めております。

コロナ禍におきましては、地域応援資金、経営継続資金の創設、あわせてセーフティネット4号、5号利用者に対する利子補給、保証料補助を実施し、令和2年度には飲食店及び飲食店以外の商業者に対して経営応援給付金を支給、令和3年度は農林漁業・商工業者へ経営継続給付金の支給、令和4年度は原材料高騰対策として事業継続緊急給付金の支給を行っていました。さらに、商工業者の事業の継続の一助となるよう、町内の消費拡大、飲食店への利用拡大として、地域商品券を令和2年度より5回配付、平成20年度より商工会で実施していますプレミアム付きお買い物券への補助、コロナ禍で利用が減少していたアウトドア事業者を応援する遊ん得キャンペーン、宿泊事業者を応援する泊っ得キャンペーンを行ってきました。

次に、人口減少を食い止めるためには今まで以上に企業誘致も必要ではとのお尋ねについてお答えします。

議員ご指摘のとおり、本町の人口は減少の一途をたどっている中で、町外から人や企業を呼び込む施策は重要な取組と考えています。そのような中、新型コロナウイルス感染症の対策の観点から、外出行動の抑制や3密を避けた行動が推奨されるようになり、生活や学習、経済活動の維持のために急速にデジタル化を進展し、テレワークの普及やワーケーションの推奨など、働き方が大きく変わってきました。本町でも、昨年、光回線が町内全域で開通するなど、新たな働き方を求める企業などへの誘致を行う環境が整ってまいりました。町外企業が標茶を新たなビジネスステージとして選んでいただくためには、まず標

茶町という町を知っていただき、本町に興味や関心を持っていただくこと、その上で本町の環境や条件がマッチングすれば、企業進出を検討いただけるものと考えています。

そこで、今年度は5月に東京ビッグサイトで開催された電子機器トータルソリューション展に出展し、町のPRを実施しているところでございます。また、テレワークやワーケーション需要、サテライトオフィス誘致の足がけとなる北海道型ワーケーション推進協議会にも昨年度加入し、参加自治体とともに取組を進めています。

昭和50年代に造成した工業団地への誘致を行うための取組としては、日本立地センターの「産業用地ガイド」に記載するとともに、企業用地として活用可能な廃校跡地へのアプローチとして、北海道の市町村と民間企業をつなぐ北海道創生プラットフォーム事業の企業等の利活用を募集している遊休施設リストに旧久著呂小中学校、旧弥栄小学校の2校を掲載し、PRを行っているところであります。

地球温暖化や気候変動などに冷涼な気候や自然災害の少ない広大な土地、再生可能エネルギーの宝庫、豊かな生活環境などに着目した北海道へ関心を寄せる企業も多くなってきていることから、引き続き企業誘致の取組を推進していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 地域振興においては、多岐にわたるメニューを展開している状況であるというふうに伺いました。このコロナ禍、もう今4年目、規制が緩和されてから含めて4年たちますけれども、その間、コロナ対策の国の施策というのがいろいろ出てきた反面、地方行政においては約10%の交付税の見直し、そういったものが国から求められる中、役場庁舎の皆さん方、大変厳しいそういった状況の中で予算の獲得、そして事業を執行されていることに改めて敬意を表するところでございます。

そういった中で、実際いろんなメニューをしていただいている中で、私いつも疑問に思うのですけれども、利用者数はどうなのかなと思っています。というのも、案外いろんな施策を町でメニューを用意していても、それを多分うまく活用できていない町内業者さんは多いのではないのかなと、これはあくまでもイメージの話ですけれども、私の主観でしかないのですけれども、そういったイメージがやっぱりあります。

そういったところで、これはあくまで提案ですけれども、国ではいろんなメニューというのは毎年出しています。経済産業省であったり、いろんな部署から予算書の中でいろんな補助メニューというのが資料として出てくるかと思うのですけれども、そういったもので地元商工業者に関係する部分を取りまとめて、勉強会みたいなものやってみるのはどうなのかなと思います。というのも、やはり今までそういう補助事業なりなんなり、そういったものがあっても利活用できない人にしてみれば、言い方は悪いですが、町は何もやってくれないというふうな見方をしてしまいます。そうではなくて、今年予算の中でこういう事業、継続してこういう事業もありますよという、そういう改めて勉強会という形でそういったものに地元の商工業者にお声がけして、現在の限られた予算の中でど

ういうことができるのかというのを一緒に考えていく、そういう場があってもいいのではないかなというふうに思っております。

先ほどの重複になりますけれども、知らない人はやっぱり知らないのです、町がいろんなメニューを持っていても。そういったものを誤解を招かないためにも、あるいは今、町職員さん、ちょっと話がそれますけれども、なかなか研修等に行くにも人手の関係でなかなか思うように研修へ行けないのであれば、こういった機会を一つのスキルアップの機会として捉えて、町の人たちと一緒に勉強してもらえる、そういった機会にもなるのではないかなというふうに感じております。

そこで改めて質問いたしますけれども、非常に厳しい財政状況の中で、いろいろなメニューを打ち出していただいております。そういった中で、やはり地元の商工業者の方々と顔を合わせてこれからのまちづくりを語り合う場というのが必要ではないかなと思うのですが、そういった考え方に関して意見というか、所見を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今現在、町がやっている施策については最初の答弁で述べさせていただきましたが、これらについても基本はやはり地元の事業者の皆さんがそれなりの反応をしていただかないと、せっかくやった事業が進まないのかなと思うのですが、実は例えばGOGOチャレンジショップについても、毎年数件の事業展開があるとか、今回、今年から始めた特産品の開発支援事業についても、既に手を挙げていただいている事業者があるということでもあります。さらに、国の新規事業についても、関心のある方は我々より先に、実は情報収集をして、標茶町さん、この事業を一緒にやりたいのでという逆にオファーが来たりとか、そういう状況ですね。だから、そこをもっともっと、なかなかそういうのに反応できない商工業者の方がまだいるのは事実でありますので、新しい問いかけをしながら、積極的に担当の観光商工を中心にやっていきたいのと、例えば先日でも中小企業家同友会の8月の例会に私呼ばれてお話をしてきました。今、町長がどんなことでまちづくりをやるようとしているかということと話してほしいということと併せて、今、特に皆さんにやっていただいていること、町が新たな事業としてやっていること、いかにして、例えばふるさと納税をさらに進めるかとか、いかに外貨を稼ぐ時期に来ているのかとか、そういったことをふだんから話をさせてもらう場を引き続き、今、議員からも提案ありましたので、そういう場を担当を含めて積極的につくっていききたい、そんなふうに思っています。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今の答弁が非常に前向きな答弁だというふうに捉えておりますので、もう一点、別な質問をいたします。

人口減少を食い止めるためには、今まで以上に企業誘致も必要だということで、町のほうでも同じ考えだというふうに認識していただいて、実際いろいろな場面で行動に移していただいていると思います。今まで標茶町は、いわゆる移住政策というのは割かし個人だったわけですね。都会で生活していて、退職して老後は標茶のような自然の豊かなところ

ろで過ごしたい、そういう人たちをターゲットの一つとして想定されていた部分があるかと思えます。今回、先ほど一度答弁をもらっていますが、私は標茶に新しいビジネスモデルを持ち込めるような企業体であったり人材、そういった人たちを標茶にお招きしたいなというふうに思っております。

標茶町、質問の中にも書いていますけれども、一次産業の町であります。ただ、このままいってしまうと、それこそ、経済と物流の停滞で町なか空洞化してしまいます。そうならないようにするためには、やはり新たなビジネスモデルというのは必要だと思えます。ここには、先ほど申したように町内業者の方も一緒に、今後標茶でどういうビジネスであれば我々はこの地、標茶町で生き残っていけるのか、あるいは発展できるのか、そういった語らいの場というか、ディスカッションの場、そういったものの中にこの移住政策というものも当てはめることができるのではないかなというふうに思っております。いろんな方から、実際受動的な形でしかアクションは起こせないと思えます。遠くから連絡をもらって、標茶ってどういうところですか、もしあれだったら住んでみたいのです、そういう連絡がない限り、こちら側から、行政側からなかなかアクションを起こせないと思えます。そういった中において、ではどういうビジネス、こちら側から例えば積極的に発信できるとすれば、いろいろなビジネスモデルを、あくまでも仮定ですけれども、そういったものを提案して、それにマッチできるような人たちをお招きする、コマーシャルですね、そういったものがあってもいいのではないかなというふうに感じております。

これはあくまでもたればの話になりますけれども、どういう人材が標茶に必要なのか、そういった意思表示も町として必要なのかなというふうに感じておりますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、移住政策の話が出ていますのですけれども、最近、標茶町が取り組んでいる事例の中に、地域おこし協力隊を積極的に活用しています。特に私になってから可能な部門、例えば町の弱い部分を協力隊の新たな人材を導入しながら、次のそういう新しい感覚を持った方にぜひ活躍していただきたいということで、実は9月1日にも新たに2人ほど採用になりまして、新聞にも紹介していただいたのかなと思うのですけれども、そうやって積極的によその方に標茶に入ってもらって、その方々が3年間の任期が明けた後に可能であれば標茶で新たな事業展開をしていただきたいということでお願いしているのですが、引退された3人のうち3人とも実は標茶に何らかの形で住まわれているし、事業所を立ち上げていただいて、新たな今までにない標茶の事業を展開しているということは、非常に標茶町にとってはいい動きが少しずつ見えてきたのかな。これについては、さらに積極的に国も協力隊についてはさらに拡充したいという話をしていきますので、積極的に活用していきたい。もし、こういう部門での活用があればということが議員の皆さんからもあれば、積極的にチャレンジしていきたい、そんなふうに思っていますので、ぜひお願いをしたいと思います。

あと、移住の関係で1つ転機になってくると思っているのは、昨年からは光回線敷設

が完了して、これでようやく全国と同じレベルでいろんなことのお話ができるようになった。いろんな移住政策の話をしているときに、最後に、光回線はあるのですか、ないのですかといったときに、ないのだなと結局はそこで終わってしまうケースが実は非常に多かったのですけれども、やはり標茶に来て新たなビジネスを自分で展開できるというのは、そういう光回線とかそういった環境が整っていて初めて同じレベルになるのかなということ非常に痛感していますので、そういった意味でも、これから移住政策をうまく展開しながら、新たな標茶に今までになかったビジネスが展開することに特に力を入れていきたい、そんなふうに思いますので、ぜひ議員の皆さんからもご支援いただければと思っています。

(「質問を終わります」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 以上で8番、長尾君の一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後3時24分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 10番 渡 邊 定 之

署名議員 1番 深 見 迪

署名議員 2番 櫻 井 一 隆

令和5年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年9月6日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 議案第 61号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 4 議案第 62号 財産の取得について
- 第 5 議案第 63号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 64号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 7 議案第 65号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 66号 令和5年度標茶町一般会計補正予算
議案第 67号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 9 認定第 1号 令和4年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第 7号 令和4年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 令和4年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第11 意見書案第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第12 意見書案第8号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第13 意見書案第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 第14 意見書案第10号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書
- 第15 意見書案第11号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 第16 意見書案第12号 消費税インボイス制度中止を求める意見書
- 第17 意見書案第13号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

- 第18 意見書案第14号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 第19 請願第1号 塘路小中学校の存続に関する請願について（厚生文教委員会報告）
- 第20 閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第21 議員派遣について
- 追加 議案第66号 令和5年度標茶町一般会計補正予算
議案第67号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
（議案第66号・議案第67号審査特別委員会報告）

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君 | 2番 櫻井 一隆 君 |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君 |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君 |
| 7番 黒沼 俊幸 君 | 8番 長尾 式宮 君 |
| 9番 松下 哲也 君 | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長 | 牛崎 康人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊藤 正行 君 |
| 企画財政課長 | 長野 大介 君 |
| 税 務 課 長 | 齋藤 和伸 君 |
| 管 理 課 長 | 山崎 浩樹 君 |
| 農林課長兼
農委事務局長 | 村山 尚 君 |
| 住 民 課 長 | 村山 新一 君 |
| 保健福祉課長 | 浅野 隆生 君 |

建設課長	富原 稔 君
観光商工課長	三船 英之 君
水道課長	油谷 岳人 君
育成牧場長	若松 務 君
病院事務長	伊藤 順司 君
やすらぎ園長	穂刈 武人 君
教 育 長	青木 悟 君
教委管理課長	常陸 勝敏 君
指導室長	富樫 慎也 君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部 重典 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島 吾朗 君
議事係長	平間 佳奈江 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点質問いたします。

1点目、「ふるさと納税」は商業振興に活用すべきだ。

超高齢化社会の到来によって、ネットへの対応や運転が困難な、いわゆる「買物難民」が増加しています。町民にとっては、特養や病院がフル稼働していない状態であることが老後の大きな不安となる中、追い打ちをかけるように郊外の大型店が本町からの撤退を表明しています。このことが高齢者を中心とする「買物難民」の不安を非常に大きなものにしていきます。この大型店の撤退の影響について、町はどのように分析し、今後、具体的にどのように対応しようとしているのか聞きます。

町内では商店の数が減少していて、高齢者が徒歩で買物ができると言われる半径200メートル圏内に商店がないという地域が増えつつあります。町民の日常生活を守る最後の砦として、町内の商店をどのように維持しようとしているのか。

また、「ふるさと納税」を利用する町民がいることで、「失われているふるさと納税」があると思うのですが、このことが食品や嗜好品に関する町内の商店の売上げを削っているという可能性があるのではないのでしょうか。「ふるさと納税」の恩恵を受ける業者がいる一方で、売上げを減らす商店があるのではないかと思います。町としてはどのように考えていますか。

こうした観点から、「ふるさと納税」のうち用途を指定しない寄附を商店が生き残るための「商業振興策」と本町の観光を牽引する「SL冬の湿原号」や「ノロッコ号」で標茶町を訪れる観光客をもてなすための駅前商店街の環境整備に充てるべきだと私は思います。

さらに、「ふるさと納税」は、老朽化した商工会の物理的機能の強化と、周辺住民の避難拠点となり得る性格を持つ複合施設を駅前商店街に整備する、そのための財源にもなり得ると思います。町内商店へのでこ入れによって、持続可能な商業経済圏を堅持し、町民の、特に高齢者の日常生活を守るために「ふるさと納税」を有効に活用すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の「ふるさと納税」は商業振興に活用す

べきだとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の大型店退去の影響についてどう分析し、具体的にどう対応するかのご質問ですが、株式会社ホクレン商事が運営しているAコープしべちャのことで存じますが、10月15日をもって閉店することが本社で決定したと農協より情報提供をいただいております。組合員に限らず多くの町民が利用されていた店舗であっただけに、大変残念であります。町としては具体的な数字等による分析は行っておりませんが、今後、顧客が町外へ流出することが懸念され、町内経済、消費者の利便性の影響が大きいものと認識しております。

店舗の今後の利用につきましては、農協、商工会、町の理事者による有効活用に係る協議を実施しており、建物所有者である農協で今後の店舗の方向性や考え方を整理し、その後、具体的な議論を進めていくことを三者で確認しておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の町民の日常生活を守る最後の砦をどう維持しようとしているかのご質問ですが、駅前商店街につきましては、商工会が実施した商工会実態調査結果により、経営者の高齢化が進む一方で、事業継承の進んでいない状況が明らかとなっております。

中小企業庁の公表した「事業継承ガイドライン」では、事業継承に5年から10年程度の準備期間が必要であるとしており、実際に後継者に事業を引き継ぐ前から計画的に社内の体制整備や人材育成を進めることが円滑な事業継承の実現につながります。事業継承は経営の引継ぎと資産の引継ぎの2つの視点で進める必要がありますが、商工会との連携により、これらの知識を深める講習会の実施等の機運醸成を図ってまいります。

また、GOGOチャレンジショップ支援事業により、町内で起業するインセンティブとして引き続き制度を継続あるいは拡充することで、新しく事業に取り組む事業者を支援してまいります。

次に、ふるさと納税の恩恵を受ける事業者がいる一方で、売上げを減らす商店があるのではないかとのご指摘ですが、総務省の公表資料では、毎年、自治体ごとのふるさと納税によって他の自治体に寄附した額と控除額については公表されておりますが、返礼品の有無や返礼品の種類などは公表されておられませんので、食品、嗜好品に関する影響額は明らかではありません。しかしながら、コロナ禍においてインターネットショッピングの利用が飛躍的に伸びたことが報告されており、また、町内で移動販売、宅配方式の普及が見られ、これらの影響についてはコロナ禍の一環としてお買物券発行で町内消費対策を行ってきたところですので、ご理解を願います。

次に、ふるさと納税の使途として駅前商店街の環境整備に充てるべきだとのご指摘ですが、本町に寄附していただいたふるさと納税の使途につきましては、寄附者が使途を指定することができ、本町では7項目の指定した使途と使途を指定しない項目があります。これまで頂いた寄附金の使途については、基本的には事業化された事業から寄附していただいた方が最もふさわしいと感じていただける事業の財源に充てております。

議員ご指摘の商業振興に係る各種事業については、現在、事業化のきっかけとなる関係者や関係団体からの要望やお話などがないたため事業の計画もありませんので、現時点では

議員ご提案の事業に充てることは言えません。今後、関係者から要望があり、具体的に事業構築されたときには、その財源に充てる事業の選択肢の一つになるものと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず1点目、大型店の撤退の影響についてどう分析しているかについてお答えいただいたわけですが、具体的な数値等に関して分析が行われていないということは分かりました。

ただ、これまで該当する大型店がどの程度売り上げていたかということは、それは分かると思うのですね。その売上げが単に町外に流出するという、そういったことではないと思うのですね。町内の残る大型店あるいは駅前商店街などにどんなふうにもその売上げが分散していったら、そのことによって人口要件や売上げ要件によっては即時撤退する可能性の高い大型店、それに類する商店があつたら何年標茶で営業するだろうかという、そういう展望を持つための分析をしているかということであつて、売上げがある程度、要するに分散するとか、流出するというのを聞いているのではございませんので、そういった町内の消費動向全体、この先をどう見越すか、見通すかという、そういう意味での分析を行っているかということについて、もう一度お聞きしたいと思います。

次に、町民の日常生活を守るための最後の砦が、私は町内の各商店であると考えています。それは標茶町の人口が間もなく7,000人を割り込んで、そして4,000人台までどんどん減っていくということが、まさに実感として感じられる今日なわけでありますから、その時点で、先ほども申し上げましたが、売上げや地域の人口要件を出店の基準としているそういった大型店舗については、その時点で即時撤退していくということが、今、分かったわけではないのです。5年前から、あるいは10年前から標茶町の人口がどうなるかという推計が発表された時点から、そのときにそういった事業者がどういう行動を起こすかということは想像がついたわけではあります。

町長が町長に就任されて間もなく5年たつわけですが、就任当初から就任前から標茶町の元気を取り戻す、そのために商業振興を図る、観光振興を図る、一次産業の振興を図るということをしてきてきているわけではあります。今年度の町政執行方針の中でもそのようなことがうたわれておりますし、先日の一般質問に対する答弁の中でも、そういったことがかいま見られるわけではあります。にもかかわらず、これから事業継承について5年あるいは10年かかるのだということをおっしゃっていることは、非常にこれまで進めてきている商業振興に係る町の姿勢と矛盾した答弁かなと思います。そういったことであるから地元の商店会が休止するという状況に現在あるわけで、全くこの消費、町民の生活をどう守るかという点に関して言うと、残念ながらスピード感に欠けると申し上げざるを得ません。この点、少なくとも町長が町政を担ってからの5年間、どのように対応を考えてきたのか。その点について再度伺います。

それから、ふるさと納税が地元の商店に影響を与えているのではないかというふうに分

析する向きがあります。それは全国あるいは全道でどの程度の住民がふるさと納税を利用しているかということが数値として表されています。平均的な数値を標茶町に当てはめて、標茶町が一次産業が盛んで、そんなに肉やそれ以外の食品を利用しないだろう、求めないだろうということも考えて、仮に住民の10%の方がふるさと納税を利用したとして、8万4,000円まではとてもお金を使わないだろう。1人が5万円ぐらい利用したとして、標茶町で失ったふるさと納税のうち、幾らがそのことに使われて、そのことによって町内の類似のものを取り扱っている商店の売上げが減っているのではないかというのが私の質問でございます。その点、そういった平均的な数値を当てはめて、SLやノロッコ号で標茶を訪れる人をもてなすための駅前商店街の環境整備、これについて地元から、関係者から具体的にそういった要望がないので、今のところそこに投資することを考えていないということですが、これも具体的な要望がないのでという商工会の物理的機能の強化に資する、あるいは周辺住民の避難拠点となり得る複合施設の建設にもふるさと納税を役立てるべきではないかという点についてですが、関係者から要望がないということをおっしゃられましたが、関係者から要望がないから、では何もませんかということ。これまで駅前商店街あるいはその地域の駅前商店街の方が安心して営業を続けていけるように内水面、内水の氾濫対策を急ぎましょうということであるとか、高齢化が進む駅前商店街の整備について、直接に町に訴えていないとしても、関係者の声を私たちが代弁しているものがあります。したがって、今回回答いただいた関係者からそういった要望等がないので今のところ考えていないというのはいかなるものかと、また、その真意についても伺います。

○企画財政課長（長野大介君） お答えいたします。

町外の自治体に標茶町から流出した金額と控除額について公表されてございまして、それから言いますと、直近で令和元年度から4年度の4年間の合計でございますけれども、町外に町民が寄附した額というのが2,718万7,400円でございます。寄付額から総務省の返礼品の上限の率である30%を掛けると、4年間の合計額は815万6,220円が返礼品として返ってくるができるだろうというような金額になっております。

さらに、返礼品というのをカテゴリーごとに取り扱っている事業者で数字を出してございまして、一番信頼の置けるようなところで言うと、食料品、肉製品、魚介類、フルーツ、惣菜・加工食品、米だとかパンだとかを含めた食料品に関するカテゴリーの合計で申しますと60.38%でございます。先ほどの4年間の合計額、ふるさと納税の30%から試算すると、4年間の合計額で言うと492万円ほどが、食料品に関するカテゴリーで町内に入ることが可能な金額ではないかなというふうに思っております。

それで、町内の食料品を扱っているところというのが、町内大型店、そしてコンビニだとか、あるいは町内の肉製品だとか、あるいはパン屋さんだとか、いろんなところがありまして、町内の町外資本ではないところとコンビニを除いた町内で食品を取り扱う小売店の割合というのが、過去にプレミアム商品券とかで出した、実際にそれで入った額、割合というのを算出すると、それが7.4%というふうになりまして、先ほどの数字から言いますと、4年間で食料品を扱う商店で影響を与えたと思われる額が36万4,000円ほどでござ

います。1店舗当たりで言うと、年間で7,300円ぐらいとなっております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

町長就任してから、簡単に言うと何もやっていないのではないかなという質問かなと思うのですが、実は皆さんご存じのように、私が就任してすぐ新型コロナです。その中で、標茶の経済をどうやって維持をしながらやっていこうかというのが実はこの4年間だったのではないかと、そんなふうに思っています。

その中で、様々な商店街、事業所向けの事業を新たに設立したり、保証金を全額無料にしたり、様々な金融政策をやりながら、それから地元のアウトドア事業者とか、宿泊事業者等についても、しっかりやらせていただいて、実は現時点ではコロナ関係の事業倒産というのは1件もまだ出ていないのではないかと、そういう意味では本当に大変な時期で事業者の皆さんも含めて頑張っていた、私はそういうふうに思っています。類瀬議員とは評価が大分違うのではないかなと、そんなふうに思っています。

それから、今回、1店、大型店がなくなる部分については、これからしっかり農協と、それから商工会と、会長ともしっかり協議をするということで確認されていますので、その影響が極力ないように、大型店で地元にも今までの購買力ができるだけ同じような形でできるような形にできないかということも協議していきたいと思っています。

それから、ふるさと納税のことをいろいろ言われて、ご心配されているのかなと思うのですが、これについては、今、担当課長から外に出ている分のお話もありました。しかし、これについても、私が町長になってから返礼品をつけたふるさと納税をやったことによって、実は町民の中にも標茶町がふるさと納税をやるのだったら、極力外からのふるさと納税をやめようかと、逆にその抑制力にも私はなったと思っています。これがなければ、もっともっと伸びているのではないかと、そんなふうに思っていますし、ある大型の近隣の市を見たら、本当に億単位の金が実は流れています。そういう状況を見ながら、私はふるさと納税についても公約で述べさせていただいて、実現して本当によかったな。それに多くの事業者の皆さんが協賛していただいて、昨年は何とか2億円まで超える金額になったということです。

これについて地元の商工会関係のそういったものに活用できないという話です。これについては実は全く話をしていないわけではなくて、会長、それから商工会の理事者の方と色々な話をしています。商工会の会館が古くなったから、その後どうしたらいいのだろうということを全く議論していないわけではないです。ただ、まだ今時点として結論が出ていないので、具体的なことを今、私が責任ある立場でこういったことを申し上げられないので話をしていないだけのことであって、いろんな機会あるごとにその可能性について議論をしているのが現状でありますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、ふるさと納税、失われている金額に対する評価ですけれど

も、必ずしも課税対象者だけがふるさと納税を利用しているわけではないという、そういった視点が欠けた試算であると、そんなふうに思います。

それと、100%それを申告するというだけでもないということも多少考慮されるべきと思いますが、おおむね担当課長がおっしゃられたような、そういったことになるのかもしれません。

ただ、町内の各商店がいろんな形で売上げを減らしている中に、そういったふるさと納税の影響であるとか、通信販売の影響であるとか、そういったことを常日頃から考えるのが行政の役割でもあると思いますので、今言われたから、そのことについて数字を検証して、そして、いろんなことをやってきたと町長おっしゃられました。もちろんそのとおりです。大変な時期に町政を担って、商業振興についてもお金を貸すことを中心に取り組んでこられたと思いますが、貸したお金をそのお店屋さんがどうやって返すかという、その持続可能な状況にするための取組がどうであったかということをお伺いしているのであって、何もしていないということを言っているわけではないということをご理解いただければと思います。

つまり、お金を貸してきたことによって、町内の商店、コロナの影響によって倒産されていない。事実であると思います。ただ、農業関係で言うと、今現在、クラスターショックが起きているように、この先が問題なのであって、この先、町内のお店屋さんがどのように生き残っていくかについてどういった施策を打ってきたかということをお伺いしているわけで、その点については残念ながらご答弁いただいていないというふうに思います。

そして、今回の大型店の撤退、それをきっかけに将来私たちの、それから特に高齢者の買物に不便を喫する方々の利便性をどうやって確保していくのか、町としての機能をどうやって残していくのかということを考えるきっかけにしなければならないと思うわけです。ですから、撤退するお店の再利用のことはもちろん大事ですけれども、そのことによって、ほかの大型店、どのように今後なっていくのか。それから、そのことで地元の商店がどうなっていくのかという、そういう対極的なというか、全体のビジョンを知りたいわけです。今その施設をどうするかというのは、それは一生懸命関係者の中で考えていただければいいし、それと同じぐらいの内容を地元の商店会、商工会、そういったところとしっかりお話ししていただければ、少なくとも商店会の休止というような事態に至らなかったのではないかと思います。その点についてはいかがですか。どう思っておられますか。というか、そもそも商店会が休止していることをご存じですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

駅前商店街組合の休止ということでもよろしかったでしょうか。

（「はい」の声あり）

○観光商工課長（三船英之君） これにつきましては、令和5年度に事業を休止するというので、商工会を通じましてうちのほうに連絡をいただいているところでございます。その理由につきましては、当初の協同組合としての目的は達成したものと考えて、後は休

止したいということで伺っています。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 当初の目的とは、具体的にはどういったことですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

具体的にその項目については承知しておりませんが、通常総会の資料の中を見ますと、組合の目的で地域に根差した商店街づくりということで、イルミネーションですとか、花いっぱい運動、プランターの設置事業ですとか、町並み景観促進事業などを行っていませんということで書かれておまして、そのとき商工会のほうから付け加えて言われているところは、共同して実施していた除雪作業も個別に実施するようになった、そのことも理由として休止しますということで伺っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） その休止に当たって、でも解散ではないわけで、休止ということですから、まだやるべきことがある状態で休んでいるということで、休まざるを得ない理由ということについて私たちは思いを巡らすべきではないでしょうか。地元商店の減少、それから人口減少により、そういったイベントの維持が難しくなっている、そういったことが原因ではないかと、そのように考えるのが私たち、あるいは行政の方々の立場ではないかなと思うわけで、今ご答弁いただいた部分については、そういった総会資料等の字面から分かる内容として承りますけれども、到底その休止の理由として、私も含めて町の方も、そのとおりでいいということではないと思います。

それともう一つ、私が町の施策、今回の最初の答弁で、そういった要望がないからということがありました。駅前商店街の環境整備についてですが、最初の再質問でも申し上げたとおり、町としては観光振興、商業振興というものをとにかく進めるのだと。それによって標茶町の元気を取り戻すのだと。もちろんほかのことと併せてですけれども、そしてJRの路線維持についても、そういった観光客を運んでくるSLであるとかノロッコ号、それからロイヤルエクスプレス等について、標茶町としてでき得ることをやっていくのだと。だから、観光案内所のトイレも積極的に改修するのだということだったのではないですか。観光案内所のトイレに限らず、当事者から声が上がらなくても、議員がこの場でそうすべきではないですかということに昨日も真摯に答えているのではないですか。別に当事者が、商工会が、駅前商店街組合の方が直接的に何かを町に言わないとしても、この先を展望してどうすべきかということを考えるのが行政の役割でもあると思いますが、特に駅前商店街の環境整備について、どのようにして一生懸命誘致している観光客をもてなそうとしているのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

類瀬議員からは、とても難しい課題を今突きつけられているというふうに感じておりま

す。議員もおっしゃるように、この関係についてだけではないのですけれども、この場で議員の皆さんと私たち、大いに議論して、解決の糸口を見つけていかなければいけないというふうに常々思っているところであります。

質問の中でもあったのですけれども、買物難民から始まっているのですけれども、買物難民の解消策として挙げられているのが、宅配サービスであったり、それから移動販売であったり、あるいはコミュニティバスで高齢者の足を確保する、そういったことが言われております。一方、後ほどあります漏れバケツ理論の中では、そうではなくて、町内既存の商店の消費をどうやって高めるか。そうすることで、地域内経済が循環するのだ。これはお互い理屈は合っているのですけれども、限られた地域の中で見ると矛盾した課題でありまして、こうすればいい、ああすればいいということはあるのですけれども、なかなか解決に至っていないというところであります。多くの頭で考えて町民のためになるような方策を見つけていかなければいけないというふうに感じているところでありますので、この場でいただいた提案については、全てちゃんと受け止めて可能性について考えているつもりではございます。

駅前の複合施設、以前にあったときには、ハザードマップで浸水区域にあるのでというところも併せて、1階を駐車場にして2階以降にそういった複合施設を設けてはどうかという、そういう提案でありました。また、そこに加えて、駅前の地域ににぎわいを取り戻すために職員住宅も移設してはどうかという、そういうご提案もありましたけれども、防災関係に関しては、ハザードマップの浸水区域というのは、ハザードマップができた後にタイムラインの概念が取り入れられまして、昨日のような急な雨というのはなかなか対処しづらいところはあるかもしれませんが、ハザードマップの中で考えられている洪水については事前に避難ができるというところで、まず多くの住民の方のリスクを回避できるのではないかと。それから、職員住宅の移設について言うと、誰よりもいち早く災害対策本部に駆けつけなければいけない職員を、家族含めてそこから家族を避難所に送り出し、そして職員が駆けつけるというような形には、なかなかしづらいのではないかと。大変申し訳ないのですけれども、この点に関しては、職員の公的な任務に就くというところを優先して、なかなか駅前の職員住宅に移設は難しいなというふうに感じていたところであります。

駅前商店街、駅前に限らず町内の商店、町長の最初の答弁にあったように、経営者の高齢化が浮き彫りになっていて、この数年の間の取組ということ、議員からもご指摘ありましたけれども、これに関しましても、私どもが今日答弁するところから始まるのではなくて、既に商工会の中でも幾度と研修等で取り組まれているというふうに聞いた記憶がございます。ただ、なかなかその当の店主の方たちが動きづらいのかなというふうなところで、声をかけるだけなのか、強く背中を押すのか、その辺については個々の状況もあるので行政として取り組むのはなかなか難しい、これも商工会等と一緒にやっていかなければならない課題だというふうに感じているところであります。

それから、ふるさと納税の関係で先ほど企画財政課長から答弁がありまして、それに関

して議員から補足100%ではないのだろうということであったのですけれども、これに関しては、総務省のほうから公表されている寄附額をベースにしておりますので、30%の返礼品の額というのはあくまでも最大限として押さえていただきたいということで申し上げたところでありまして、寄附額総額については100%であるというふうに私たちは認識して、この議論をさせていただいているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ふるさと納税に関する部分は、なかなか詳細が分からない部分があるという中で、細かいところまでご答弁いただいて、大変私も、それからこの議場にいる方も理解が進んだものと思います。

ただ、よそからのふるさと納税によって、自主財源が、使えるお金が増えているのだという単純なそういった発想をもちろん行政の方はそうは思っていないと思いますけれども、町の方もそうではないのだということをよく考えていただく機会にもなるかなと思います。その上で……

（何事か言う声あり）

○11番（類瀬光信君） そのために町内で買えるものは町内で買うというような、そういったことも進めていかなければならないのだという、そういったことを考えるきっかけにはなると私は思います。そして……

（何事か言う声あり）

○11番（類瀬光信君） 町内会、町内の商業団体とお話をしているということを町長、力説しておられましたので、今回の大型店撤退についてJAも含めて、商工会も含めて行政と三者でスピード感を持って取り組んでいる、そういった状況をぜひ町内の各商店の存続あるいは駅前商店街の活気を取り戻すための取組にも波及効果があるよう期待いたします。私の質問は終わります。

2点目……

（何事か言う声あり）

○11番（類瀬光信君） 公共事業における地元調達率を高めるべき。

経済を水が満たされたバケツに例えることがあります。地方自治体の場合、その多くはバケツに穴が空いていて、地場産業の利益が地域内で循環することが少なく、バケツの外側の自治体あるいは業者を潤していると言われております。これが「漏れバケツの経済」と言われる構造です。本町の場合、基幹産業である酪農に関連する産業の多くは、バケツの外側にあります。そのため、250億円を超えるそういった生産高を誇りながらも、地域内でお金が循環しているという実感がなかなか持てずにいます。酪農自体の構造が典型的な「漏れバケツの経済」と言えるかもしれません。

そんな中で、クリーンセンターの建設以降、標茶中学校校舎・講堂、給食センター、釧路湿原茅沼観光宿泊施設と、それぞれ10億円を超える大型の公共事業が続きました。主体的な工事の大部分を釧路市内の下請業者が担っているのは、本町の建設業をはじめとする

業界の実態からやむを得ないことと思います。

しかし、木材や建築資材を取り扱う事業者をはじめとする関連業界では、数年の間に50億円を超える公共事業、ほぼ建設事業ですが、これが町内で、しかも町内業者によって行われたという実感が全く持てていないといえます。さきに述べた10億円を超える公共事業のうち、直近に完了した「鉏路湿原茅沼観光宿泊施設」の大規模改修について、町は、その経済効果を事業費の2倍以上と試算していました。このことを当てはめると、ここ数年の大型公共事業は単純に100億円以上の経済効果を生んでいたこととなります。一連の公共事業における「労働力」「輸送」「燃料」「資材」等について、町は町内からどの程度調達されているかを把握していますか。

また、公共事業における現地調達率を設定するなどして、町民の血税を原資とするバケツの水が一滴でも多く町内で循環し、関連業界を、ひいては町民の生活を潤す仕組みを一刻も早く構築すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の公共事業における地元調達率を高めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のように、公共事業は景気を刺激し、経済循環を支える役割を担っており、発注に当たっては、地域経済の活性化、雇用の維持や確保及び技術向上力を図るため、地元企業の受注量の確保に努めるところであります。

1点目の町内からどの程度調達されたか把握しているかのご質問ですが、下請状況については、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定に基づき、施工体制の把握のため、工事契約の提出書類の一つとして下請状況の報告を求めており、請負金額を含め把握しております。「資材」については、公共事業の品質確保の観点から、施工計画書に納入業者の記載を求めておりますが、価格については把握しておりません。その他「労働力」「輸送」「燃料」については、提出を求めておりません。

2点目の公共事業における地元調達率を設定するなどの仕組みを構築すべきではないかのご質問ですが、工事の施工に伴う工事用資材の調達や下請業者の選定については、町内経済の活性化を図るため毎年開催されている建設工事等説明会において参加事業者に直接要望しているほか、特記仕様書に明記することにより町内業者を活用していただけるよう努めております。

地元調達率の設定につきましては、工事内容が一律でないことから、本町では、人口の大きい都市と違い、工事業種を下請できる会社が限られていたり、存在しない場合もあることなどから、設定することは難しいと考えております。本町といたしましては、自由競争の枠組みの中で、可能な限り地域内循環を施行し、どのような取組ができるかを考えながら実施してまいりました。議会の場での議論やいただいている要望を踏まえながら、今後も引き続き方策を考えてまいりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、お伺いしなければいけないのは、町内経済を活性化させるという、そういった目的、町内業者を育成するという目的も当然あって、本町の入札に関しては多くは指名競争入札となっていると思います。まずは、なぜ指名競争入札を選択しているかという理由について、簡潔にご説明をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 指名競争入札についてのご質問をいただきました。

町の契約に係る業者の選定につきましては、一般競争入札が原則とされております。ただ、その中で契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするときは指名競争入札にできるという項目がございます。それに基づきまして、一般競争入札にしますと、手続の問題ですとか、それからそれにかかる時間がございます。というわけで、内容について一般競争入札に付するほどでもないということで判断いたしました案件に関しては、指名競争入札として事前に登録された業者の中から指名をして入札するという形式を取ってございます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 少し補足をさせていただきたいと思います。

基本的には最小投資で最大効果を得られるようにというところで、法律では一般競争入札というふうに書かれておりますが、各種事情を踏まえた中で、今、課長が言ったように条件付で指名競争入札というものも許されており、本町では多くそれを採用しているという状況であります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 再質問ということですが、そこの入り口のところで、まずは地元業者をどうやって、保護という言い方は適切ではないかもしれませんが、育成していくかということ、そういったこともあって、私は指名競争入札というものによって、なるべく地元の業者もその入札に参加できるようにしているという認識でございましたので、そういった観点で今回質問させていただいているわけですが、今、担当課長からそういった説明ではなかったわけですが、実態に即して再質問させていただきますけれども、そういった町内でのお金の循環というものを意識して、そういった入札の段階から気を遣われているというふうに思うわけです。ただ、実際に町内の仕事を受ける状況というのは、年々先細って行って、地元で受けられる仕事というのは、減っている、できないことというのが増えているということも承知しています。ただ、ここ数年の大きな投資に関して一体町内に幾らお金が残ったというところについては、やはりこれは意識せざるを得ないと思います。

まず、先ほど質問しました各大型の公共事業に関して、請負金額のうち下請金額というのは一体幾らになっているのか、どのぐらいの割合なのか。それから、資材納入については金額を把握していないということですが、その資材等を納入した中に地元の業者というのはどの程度入っているのか、その点についてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

議員からお示しのありました大型事業に関しましては、一連の工事の請負額の合計が42億6,144万円となっております。そのうち下請に回りました金額の総計が28億7,766万円です。その下請金額のうち、町内業者が受注しました金額に関しましては、8億8,818万円となります。これを率にしますと、下請金額のうち32%程度を町内業者が施工していることとなります。

なお、地元調達の方ですけれども、すみません。先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、金額について把握していないということがございまして、そのうち地元がどれだけあるかというのは把握いたしておりません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 資材に関しては価格については把握していないけれども、町内からどなたというか、町内業者が納入しているかどうかというのは分かるという答弁だったと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

資材の地元調達に関しましては、工事の中の細かい部品ですとかをどこから調達しているかというのはそれぞれの業者に任せているのですけれども、それ以外の工事自体に使う大きな資材に関しては報告を受けているというのは、答弁にあったとおりです。そういう意味で、全体のパーセンテージというのがちょっと出ないのですけれども、地元の業者をどこが使っているかという点で申しますと、木材ですとか、金物ですとか、燃料を中心に、先ほどの大型事業の関係で言いますと、12社から納入されていることというのは把握してございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 総額で建築主体工事ということになるとは思いますけれども、42億6,000万円の工事があった、これを周辺への経済効果ということ、単純に旧憩の家の改修のときの試算に当てはめると169億2,000万円の経済効果があったことになるわけです。ただ、その割合として、町内に残ったお金というのは32%、町外に出ていったお金は大体70%ということになるわけで、これが数字が逆になるようなことというのは、それは到底望めないわけですけれども、一円でも多く町内に主体工事以外で、その関連する、今、管理課長がおっしゃられたように木材、金物、燃料あるいは労働力といった部分を少しでも町内で調達していただけることによって、町内の各商店の中で、あるいは事業者の中で

金が2巡、3巡していくというのが、漏れバケツの経済の理論であります。つまり1万円のお金が地元で使われれば何倍にもなっていく可能性があるということです。そういった点で公共事業、特に大型の事業に関して地元における調達率を少しでも上げるようにできないかというのが、私の今回の質問の趣旨であります。

ただ、独占禁止法等を考えると、そこに具体的な数値を当てはめるといようなことというのは難しいかと思うのですけれども、単に仕様書の中で特記事項としてなるべく地元業者を使ってくださいよという以外に、そこを頑張った地元の業者に対して何かしらのメリットを感じられるような、そういう設定ができないものなのではないでしょうか。例えば地元企業、ランクを決める際の貢献度の点数というものがあるのですけれども、そういったところに地元調達率について意識されて取り組んだところ、評価点を高くするとか、そういった方法というのは取れないものなのではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

今、議員からお示しがあつたとおり、下請や地元調達について数字を設定することは町としても難しいと考えております。

一方で、地元調達率を上げることは、公共事業の本来の目的である地域経済の活性化、雇用の確保によい影響を与えるところであり、受注業者が地元調達することによるメリットを満たす仕組みを構築することにより地元調達率を上げることができればいいと思っております。

ですので、今あつたとおり、縛るのではなくて、インセンティブというか、動機づけを与える、町内業者を選んでもらえるような仕組みということで、議員からご提案がありました工事評点の点数という、具体的にはそういうことになるかと思っておりますけれども、それに項目として加えることも手法の一つとして考えてはございます。工事評点の点数の加点要素にすると、2年に1回の登録業者のランクづけのときにそこに数字が反映されることとなります。それによって、工事自体もランクづけされておりますので、業者を選定するときの基準になるということで、地元調達あるいは地元下請をする動機づけにはなるかなということで考えておりますので、今後この点について研究をして検討してまいりたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） この先、本町にこういった公共事業あるいは建設事業のラッシュが来るかどうかということは別にして、少しでも町内にお金が行き渡るよう、今ご答弁いただいたような内容を真摯に検討していただくことを期待して、私の質問は終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終了いたします。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） 通告をしております2点についてお伺いをするわけですが、同僚議員が昨日伺っておりまして、答弁が出ております。ですから、取下げをしよ

うかなと思いつつも、一つの要望もありますので、質問をさせていただきたいというふうに思います。

1つは、茅沼駅の存続を求めるべきという質問でございますが、6月17日付北海道新聞は、JR北海道が無人42駅の廃止を検討していると報道いたしました。42無人駅廃止検討の中に茅沼駅が含まれておりました。

茅沼駅は、昭和2年9月開業され、平成元年に現在の駅舎に改築をして、平成4年4月に完全な無人化となりました。昭和39年に発生した水害によって営巣地を失ったタンチョウヅルは、駅員が餌づけをし始めて以来、飛来するようになり、無人化後も地元町民の手によって餌づけが行われ、日本で唯一タンチョウヅルが飛来する駅として知られておりますし、全国で話題となり、テレビでも全国放送もされておりました。現在も観光客やアマチュアカメラマンの人気の駅となっております。

JRが駅廃止を進める目的の一つが管理に係る経費の削減のようですが、日本で唯一特別記念物タンチョウヅルが飛来する駅として茅沼駅の存続を求め、JRとの協議を強力に進めるべきと考えますが、これまでどのような協議を行ってきたのか伺います。

駅の廃止で来年オープン予定の国立公園内唯一の釧路湿原茅沼観光宿泊施設の営業にも影響を与えるのではないかと危惧いたしますが、町長はこのことをどのように考えているのかお伺いいたします。

また、茅沼駅の維持管理費はどの程度と見ているのかも、併せて伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の茅沼駅の存続を求めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

茅沼駅が廃止することになることは、来年オープン予定の釧路湿原茅沼観光宿泊施設の営業にも影響を与えるのではないかと、茅沼駅の存続を求めてJRとの協議を強力に進めるべきと考えるが、これまでどのような協議を行ってきたのかのご質問にお答えいたします。

櫻井議員に答弁させていただいたことと重複いたしますが、茅沼駅廃止の新聞報道の関係については、JR北海道に確認したところ、JR北海道の発信ではないことと、報道発表によって既成事実化することではなく、現時点で茅沼駅を廃止することはないと確認しているところですので、これまで茅沼駅に関する協議もございません。

次に、茅沼駅の維持管理についてのお尋ねですが、JR北海道に確認したところ、茅沼駅単独の維持管理費については試算していないとのことですが、駅の敷地、降雪状況、設備状況によって維持管理費は大きく変わりますが、おおむね1駅当たり100万円から200万円の維持管理になるとお聞きしているところですので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 昨日と同じ答弁をいただきまして、昨日伺ってございましてちょっと一安心をしたというのが事実であります。

しかし、現時点では廃止を考えていないと言いますけれども、これから先の何年か後に

は、やはり廃止論というのが出てくるのではないかなというふうに私は考えております。そういう意味から、実はタンチョウヅルを餌づけしたときも、歴代職員さん、駅長さんがいたとき、駅長さんがいなくて歴代駅員さんがいたときには、必ずそれを記録として、餌づけをすることが記録として残してあったというふうに伺いました。無人化になって町民の方がということで伺っておりますが、このことを、駅を残すということ、世代が替わっても、駅長が替わっても、やっぱり一筆といいますか、文書で頂いておいたらというふうに私は思うのです。その辺はできないのでしょうか。

それと、駅にトイレがないのですよ。離れたところにあるのですが、アマチュアカメラマンや観光地の観光客の人方のためにも、やっぱりトイレを設置するというのもJRに要望するべきではないかというふうに、残すと言っていますからトイレの設置というのにも必要かというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 存続についてはJRさんに、釧路の支社長やSLの誘致活動のときにも、茅沼の報道が出た後でしたので、この件については触れていますが、ただ、文書でそれを残すかどうかについては、ちょっとそういうケースがあるのかどうか、基本的には口頭で申入れを続けるしかないのかなというふうには思っていますので、向こうが恐らく文書化には乗ってこないだろうというふうには一般的には思っています。

あと、トイレについては、これは無人化の駅のトイレの状況、JRさんが今どんな状況なのか、私、把握していませんので、これについては簡易的なトイレが外にあるという形かなと思いますので、それは別な形で設置して、たしか地域会かどこかで管理をしているという状況だと思いますので、それについて、なかなかその環境を改善するというのも、すぐこういうふうにできますよということは今ちょっとこの場では即答できませんので、いろんな手だてを検討していきたい、そんなふうに思いますので、ご理解いただきます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 文書でこちらからお願いをするということですよ。正直、JRさんからいうと、拒むかもしれません。そういうふうには思うのですが、やはり記録に残しておくということは大事なかなというふうに思うのですけれども、その辺もう一度伺ってみたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

廃止をしないでほしいという、そういった形の要請については考えていきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ですから、廃止をしないでいただきたいというのは当然のことですね。でも、確約として文書で取り交わすということが多分JRさんは拒むのだろうなというふうに思うのですが、何とか文書でということをや要請できないでしょうか。その辺をもう一度確認しておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ちょっと言葉足らずですみませんでした。要請というのは、文書による要請ということであり、それを検討させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 分かりました。ぜひ要請をしていただきたいなというふうに思い、次に伺います。

先ほど同僚議員のほうでも若干触れておりましたけれども、Aコープしべちゃ店店舗の利活用はということでご質問申し上げます。

Aコープしべちゃ店の利活用についてお伺いいたします。

平成14年に開業したAコープしべちゃ店は、従業員の確保が難しいこと、施設の老朽化を理由に10月15日をもって閉店することが明らかになりました。閉店を残念に思う消費者も少なくないですし、町民の消費活動や利便性にも影響があると考えます。町長はAコープしべちゃ店の閉店をどのように考えますか、お伺いをいたします。

Aコープしべちゃ店の運営はホクレン商事ですが、店舗で販売している商品の中には地場産品もあります。Aコープしべちゃ店が閉店することで、この地場産品等の販売はどのようなになるのでしょうか。

土地、建物の所有はJAしべちゃですが、JAからの説明、店舗の活用について協議の申入れはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

以前から地場産利用のものを作っても販売場所がないとの声も聞いております。町長の公約の一つに道の駅がありますが、道の駅は数々の制約があり、また、町財政的にも難しいと考えます。そこで、この店舗を活用し、加工から販売、さらには町民の作品の展示ができるよう、物産店としての利活用ができないか、JAとの協議を進めるべきと考えますがいかがでしょうか、町長の考え方を伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員のAコープしべちゃ店舗の利活用はのお尋ねについてお答えします。

1点目の町長はどのように考えているのかのご質問ですが、Aコープしべちゃ店について、店舗を運営しております株式会社ホクレン商事本社から閉店することが決定したと連絡があったと、農協より情報提供をいただいたところです。

閉店に至った主な理由につきましては、従業員の確保が困難になってきていること、経営状況が芳しくないことだと聞いており、具体的な利用者数や販売額等の情報は現時点では把握しておりませんが、組合員に限らず多くの町民が利用されていた店舗であっただけに大変残念であり、今後、顧客が町外へ流出することの懸念、町内経済、消費者の利便性の影響が大きいものと、議員と同様の認識であります。

2点目のJAからの説明や店舗活用について協議の申入れはあるのか、3点目の加工・物産店として利活用できないか、JAとの協議を進めるべきとのご質問ですが、農協、商

工会、町の理事者による今後の店舗の有効活用に係る協議を8月7日に実施しております。そこでは、物産センターとしての活用について協力を求められたほか、JA商品の販売に加え、Aコープの強みでもありました肉、魚介類を取り扱うことの可能性や、集客の目玉となる仕掛けの必要性など、意見交換をしましたが、まずは建物所有者である農協から今後の店舗の方向性、物産センターに対する農協の考え方を示していただき、その後、具体的な議論を進めていくことで確認をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、町長にお答えをいただきました。

同僚議員が先ほども質問していて答弁がございましたけれども、三者で協議をしているというところですが、新聞報道によりますと、JAさんがコメントしたのか、物産店的なものもというふうに書かれておりました。ぜひ、町民の願いであるそういう販売や加工など、あるいは作品の展示などの場所を設けるということでは、町が積極的に三者会議の中で働きかけをしていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 議員から今、その前段の最初の質問でもありましたが、基本的に私の公約で道の駅というのがあって、それについては非常にハードルが高くて、2期目の公約では、それに代わる前段として、町の特産品を販売する拠点をぜひ造っていただきたいということが多くの町民からありましたので、物産センターの建設を進めたいということをお約束にさせていただきました。そのことも農協さんも十分理解している上で、空き店舗の有効活用の中でそういったものが可能かどうか、その辺も商工会のほうを含めて三者で一番いい形にしていきたいということで一致しておりますので、引き続き議員の皆様からのご意見も頂戴しながら進めていきたい、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ぜひ、町民の思いをかなえて、店ではなくてセンターですね。物産センター的なものが再利用、再活用できるように、町としてもご努力いただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎報告第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。報告第9号を議題といたします

本件について、内容の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 報告第9号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和5年5月31日に発生した自動車事故の賠償についての専決処分でございます。

事故の状況については行政報告と重複いたしますので省略させていただきたいと思いません。

相手方車両の損害につきまして、8月1日付けで専決処分をさせていただき、8月9日に示談が成立したところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の1ページと、議案説明資料の1ページをご覧ください。

報告第9号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページに移ります。

専決処分書（写）

令和5年5月31日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額、114万7,400円。2 相手方、厚岸郡厚岸町宮園3丁目39番地、稲垣千栄子。

専決処分日は令和5年8月1日です。

資料へまいります。

令和5年5月31日午後2時23分頃、川上郡標茶町麻生1丁目25番地先、道道厚岸標茶線と町道麻生本通り、町道麻生平和通りの十字路交差点（信号あり）で、当方車が赤信号を見落として町道麻生本通りから交差点に進入し、道道を標茶駅方向から厚岸方向に直進してきた相手方車と出会い頭に衝突し、相手方車両に損傷を生じさせたものです。

過失割合については、双方協議により、町100パーセント、相手方0パーセントとなりました。

以上で、報告第9号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） この車両にドライブレコーダーはついておりましたか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

こちらの車両については、ドライブレコーダーがついていない車両でした。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は承認されました。

◎議案第61号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第61号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、10番・渡邊君の退席を求めます。

休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第61号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく令和5年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものであります。

本年度の被表彰者は、在住功労表彰105名、善行表彰1名1団体、勤続表彰1名の方々と、文化の日でもある11月3日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月7日開催の標茶町表彰審査会において審査をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

議案第61号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

令和5年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めます。

次ページにまいります。

最初に1 功労表彰の（ア）在住功労の被表彰者について説明させていただきます。地区名・氏名・年齢・事績の順に説明します。

また、地区名につきましては、従前から地域の方々に理解され、使用されている区域の地区名で表示してありますことをご理解願いたいと思います。

（以下、議案朗読のため、記載については省略）

以上の方々を表彰しようというものでございます。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり同意してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

以上で、議案第61号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第62号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第62号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、今年度当初予算で債務負担の議決をいただいているところでございますが、職

員が利用する事務用コンピュータ等の更新を行うものであります。

取得にあたりましては、道内の市町村が出資する北海道市町村備荒資金組合が行う防災資機材譲渡事業を活用いたします。備荒資金組合が業者から財産を購入し、その財産を本町に譲渡し、町は、この譲渡された財産の代金と利子を5年以内の分割で支払うことになります。

なお、この事業執行にあたっての業者選定から契約の事務、納品、検査などの事務については備荒資金組合から本町に委任されており、町の財務規則等により執り進めております。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の15ページと、議案説明資料の2ページをご覧ください。

議案第62号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1 財産の種類、数量、シンクライアント30台。プリンタ及び周辺機器10台。2 取得の目的、行政事務機器の更新。3 取得予定金額、684万5,648円。4 取得の相手方、住所、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内。氏名、北海道市町村備荒資金組合、組合長 原田裕です。

資料にまいります。

財産の取得に関する資料です。

指名業者は有限会社広瀬書店、文具のまつもと、有限会社山内商店、株式会社万年喜堂、有限会社すずらん電器、大塚電器、旭システム、テヅカデンキの8社で、令和5年8月4日に指名競争入札の結果、予定価格735万9,000円に対し682万円で有限会社広瀬書店が落札いたしました。

前段で申し上げましたとおり、北海道市町村備荒資金組合がこの価格で購入し、標茶町に譲渡することになります。

町の取得予定金額につきましては、利子額を加えた684万5,648円となります。

納入期限は、令和5年12月28日です。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案可決されました。

◎議案第63号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第63号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第63号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の16ページと、議案説明資料の3ページをご覧ください。

議案第63号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、標茶中茶安別線道路改良舗装工事。2 契約金額、1億4,553万円。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約の相手方、住友・後藤特定建設工事共同企業体、代表者株式会社住友建設、代表取締役 住友悟。構成員 川上郡標茶町平和3丁目72番地、株式会社後藤組、代表取締役 遠藤昭です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長500メートル、管渠工、側溝工、縁石工、標識工一式です。舗装延長500メートルです。

工事場所は中茶安別です。

指名業者は、住友・後藤特定建設工事共同企業体、株式会社丸栄組、明盛建設株式会社、株式会社藤原組の4社で、入札執行日は令和5年8月25日です。竣工予定日は令和6年9月30日です。新規・継続の別は継続です。備考の欄ですが、予定価格は1億4,826万9,000円です。

以上で、議案第63号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

以上で、議案第63号は原案可決されました。

◎議案第64号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。議案第64号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第64号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

「北海道市町村職員退職手当組合」の構成団体に新たに「後志広域連合」が加入することとなったため、組合規約の一部を変更する必要と生じたものでございます。

これら規約変更にあたっては、地方自治法の規定により、組合組織をする団体の協議が必要であり、よって規約の一部変更について議会の議決を求めるため、提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

それでは、議案書17ページをご覧ください。

また、議案説明資料の4ページに規約変更の新旧対照表を添付しておりますので、合わせてご参照いただきければと思います。

議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次ページにまいります。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附則としまして、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上で議案第64号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

以上で、議案第64号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 0時59分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第65号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第65号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、令和5年度分以後の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、提案するものでございます。

改正内容につきましては、「森林環境税の導入に伴う個人町民税の改正」「給与所得

者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化」「軽自動車税の環境性能割及び種別割における不正により生じた納付不足額に加算する割合の引き上げ」でございます。

議案書19ページをご覧ください。

議案第65号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料の16ページ、議案第65号資料②をお開きください。

議案第65号資料②

区分、町民税、改正項目「1. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」で、関係条項は、条例第33条の9第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、森林環境税の導入に伴い、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除することができなかった金額があるときの当該控除不足額による納付又は納入先に森林環境税額を加えるもので、第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和6年1月1日。適用は、この条例による改正後の標茶町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

区分、町民税、改正項目「2. 個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」で、関係条項は、条例第35条の3の2第2項から第6項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、個人の町民税において、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項がその年の前年において提出した申告書の記載事項と異動がないときは、その申告書に異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとして、記載事項を簡素化するもので、第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がない

ときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

施行につきましては、令和7年1月1日。適用につきましては、この条例による改正後の標茶町税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき標茶町税条例第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例によるものです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「3. 個人の町民税の徴収の方法」で関係条項は、条例第37条、改正内容は、関係法令の施行に伴う規定の整理で、森林環境税の導入に伴い、個人の町民税の賦課及び徴収に併せて国税である森林環境税（1人年額1,000円）を賦課・徴収する規定を設けるもので、見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

施行及び適用につきましては、改正項目1と同じです。

区分、町民税、改正項目「4. 町民税の納税通知書」で関係条項は、条例第40条、改正内容は、関係法令の施行に伴う規定の整理で、森林環境税の導入に伴い、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を加えることとするもので、「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改めるとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目3と同じです。

区分、町民税、改正項目「5. 給与所得に係る個人の町民税の特別徴収」で関係条項は、条例第43条第1項から第3項、第5項及び第6項、改正内容は関係法令の施行に伴う規定の整理で、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る個人の町民税の所得割額及び均等割額に森林環境税額を含めることとするもので、第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改めるものです。

施行及び適用につきましては、改正項目4と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「6. 給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ」で関係条項は、条例第46条第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特別徴収義務者から納入された税額が、納税者から徴収すべき税額を超える

場合に、当該納税者に個人町民税や森林環境税に係る未納の徴収金がある場合は、市町村徴収金関係過誤納金として、納付又は納入することを委託したものとみなし、未納の徴収金に充当するもので、第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

施行及び適用につきましては、改正項目5と同じです。

区分、町民税、改正項目「7. 公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収」で関係条項は、条例第46条の2第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の施行に伴う規定の整理で、改正項目5と同様、個人の町民税において、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る個人の所得割額及び均等割額には、森林環境税額を含むこととするもので、第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第46条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

施行及び適用につきましては、改正項目6と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、町民税、改正項目「8. 年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ」で関係条項は、条例第46条の6第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目6と同様、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額を超えて過誤納金が発生した場合、当該特別徴収対象年金所得者に未納に係る徴収金があるときは、これに当該過誤納金に係る税額を納付又は納入することができるものとし、当該未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこととするもので、第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

施行及び適用につきましては、改正項目7と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「9. 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」で関

係条項は、条例附則第15条の2第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、自動車メーカーの不正行為により生じた環境性能割の納税不足額について、不正を行った当該自動車メーカーを軽自動車の取得者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げるもので、第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

施行につきましては、令和6年1月1日。適用につきましては、新条例附則第15条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるものです。次のページをご覧ください。

区分、軽自動車税、改正項目「10. 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」で関係条項は、条例附則第16条の2第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目9と同様、自動車メーカーの不正により生じた種別割の納税不足額について、不正を行った当該自動車メーカーを軽自動車の所有者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げるもので、第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

施行につきましては、令和6年1月1日。適用につきましては、新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものです。

附則につきましては、只今の説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案可決されました。

◎議案第66号ないし議案第67号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第66号、議案第67号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第66号の提案についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第6号であります。

道路、町有施設等整備などに資するため、歳入歳出それぞれ2億1,603万4,000円を追加し、総額を119億4,624万5,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、道路維持費8,043万8,000円、除雪対策費1,409万9,000円、新旧最終処分場工事請負費2,221万4,000円、チャレンジショップ支援事業補助金238万円、森林環境整備事業費1,600万円、移住促進住宅改修事業1,500万円、移住応援給付金事業510万円、かたらいの家改修事業1,060万円、釧路湿原かや沼観光宿泊施設改修事業費2,720万円などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の追加及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、繰越明許費1件、地方債で3件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,603万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億4,624万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

12ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名ごみ運搬車購入事業、補正前の額が2,800万円に281万3,000円を追加し、補正後で3,081万3,000円とするものです。

次ページをお開きください。

「第3表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1過疎対策事業、災害対応特殊救急自動車購入、補正前の限度額2億9,930万円に280万円を追加し、補正後の限度額を3億210万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

次に、6臨時財政対策債、補正前の限度額7,210万円から4,614万8,000円を減額し、補正後の限度額を2,595万2,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

次に、8辺地対策事業、茅沼地区観光宿泊施設整備事業、補正前の限度額6,660万円から1,650万円を追加し、補正後の限度額を8,310万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

合計では、補正前の限度額7億8,410万円から2,684万8,000円を減額し、補正後の限度額を7億5,725万2,000円とするものです。

19ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額7億8,410万円から補正額2,684万8,000円を減額し、補正後の額7億5,725万2,000円とするものです。当該年度末現在高見込でございますが、補正前の額133億6,380万7,000円から補正額2,684万8,000円を減額し、補正後の額を133億3,695万9,000円とするものです。

以上で、議案第66号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保険事業勘定において、地域支援事業費の予算の組み替え、令和4年度実績に基づく介護給付費負担金、介護給付費支払基金、地域支援事業交付金等の清算に伴う返還金及び基金積立金を計上させていただき、歳入歳出とも5,706万1,000円を増額し、総額を9億2,147万5,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、繰越金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,706万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,147万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました2案は、直ちに議長を除く11名で構成する「議案第66号、議案第67号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題2案は、議長を除く11名で構成する「議案第66号、議案第67号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 2時50分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除いた全員で構成する「令和4年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除いた全員で構成する「令和4年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託をし、閉会中継続審査とすることに決定をいたしました。

◎諮問第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。諮問第2号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 諮問第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであり、議会の意見を求めるものであります。以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書32ページをご覧ください。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づいて議会の意見を求めるというものであります。

住所は、川上郡標茶町桜7丁目34番地。氏名は山澤正宏。生年月日は、昭和32年4月12日。職業は地方公務員であります。

お手元に配布いたしました経歴書の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、氏は役場職員としての豊富な経験を有しており、令和3年から人権擁護委員としてご尽力をいただいております、引き続きお願いいたしたく推薦いたすものであります。

以上で、諮問第2号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件は「適任と認める」答申といたしたいと思っております。

これに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立者全員であります。

よって、本件は「適任と認める」答申とすることに決定いたしました。

◎意見書案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第8号

○議長(菊地誠道君) 日程第12。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第8号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。意見書案第9号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第9号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第10号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。意見書案第10号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第10号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第15。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第11号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立者多数であります。

よって、意見書案第11号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第12号

○議長（菊地誠道君） 日程第16。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第12号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立者多数であります。

よって、意見書案第12号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第13号

○議長(菊地誠道君) 日程第17。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第13号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立者多数であります。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第14号

○議長（菊地誠道君） 日程第18。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第14号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立者多数であります。

よって、意見書案第14号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎請願第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第19。請願第1号を議題といたします。

本件に関し、付託をいたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会委員長、櫻井一隆。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条1項の規定により報告いたします。

番号、請願第1号。塘路小中学校の存続に関する請願について。審査の結果、採択すべきもの。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、採決するべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

以上で、請願第1号は採択と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第20。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第21。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第66号、議案第67号審査特別委員会委員長から、

審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号、議案第67号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第66号ないし議案第67号

○議長(菊地誠道君) 議案第66号、議案第67号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号、議案第67号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和5年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

す。

(午後 3 時 1 2 分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 10番 渡 邊 定 之

署名議員 1番 深 見 迪

署名議員 2番 櫻 井 一 隆